

令和4年第7回美郷町議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年9月1日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
 - 1) 例月現金出納検査の報告
 - ・令和4年6月分・7月分
 - 2) 令和3年度事務事業点検評価の報告
 - ・美郷町教育委員会
 - 3) 総務産業常任委員会の所管事務調査報告
- 第 4 町長の招集挨拶並びに行政報告
 - 議案上程（説明）
- 第 5 報告第 8号 専決処分事項の報告について
- 第 6 報告第 9号 健全化判断比率の報告について
- 第 7 報告第10号 資金不足比率の報告について
- 第 8 認定第 1号 令和3年度美郷町一般会計決算認定について
- 第 9 認定第 2号 令和3年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第10 認定第 3号 令和3年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について
- 第11 認定第 4号 令和3年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 第12 認定第 5号 令和3年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第13 認定第 6号 令和3年度美郷町水道事業会計決算認定について
- 第14 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	熊谷隆一君	2番	村田薫君
3番	鈴木正洋君	4番	藤原政春君
5番	高山茂雄君	6番	高橋邦武君
7番	深澤均君	8番	伊藤福章君
9番	高橋正和君	10番	泉美和子君
11番	深沢義一君	12番	熊谷良夫君
13番	澁谷俊二君	14番	長谷川幸子君
15番	鈴木良勝君	16番	森元淑雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	本間和彦君
総務課長	高橋穰君	企画財政課長	武田浩之君
税務課長	奥山智佳等君	住民生活課長	木村英彰君
福祉保健課長	高橋勉君	商工観光交流課長	今野武俊君
建設課長	高橋博和君	会計管理者兼 出納室長	飛澤史子君
農業委員会 会長	高橋正尚君	農業委員会 事務局 局長	小田長光仁君
教育長	福田世喜君	教育推進監	武藤浩紀君
教育推進課長	佐々木寿人君	生涯学習課長	大澤修君
代表監査委員	高橋信雄君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	深澤文仁	庶務班長 兼議事班長	佐々木直樹
上席主査	高橋幸恵		

◎開会及び開議の宣告

○議長（森元淑雄君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第7回美郷町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（森元淑雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、伊藤福章君、9番、高橋正和君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（森元淑雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月1日から9月13日までの13日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月13日までの13日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し、検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、深澤 均君、登壇願います。

(議会運営委員長 深澤 均君 登壇)

○議会運営委員長（深澤 均君） おはようございます。

議会運営委員会から、会期の日程についてをご報告申し上げます。

8月25日招集告示されました令和4年第7回美郷町議会定例会に当たり、同日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

本定例会の審議内容についてであります。本定例会に付議され提案されている案件は、町長

の提案に関わるものとして、議案書記載のとおり、令和4年度各会計の補正予算、条例の一部改正、計画の一部変更、人権擁護委員の推薦、令和3年度各会計決算認定、健全化判断比率等の報告であります。

また、議会関係としては、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を予定しております。

なお、令和3年度各会計の決算認定に関わる関連議案は、議長及び監査委員を除く全議員による決算特別委員会を設置し、休会中における審査とすることといたしました。

以上のことから、次のとおり審議日程を予定したところであります。初めに、本定例会の会期は、本日9月1日から9月13日までの13日間といたしました。

次に、今定例会の審議内容についてであります。本日は議長の諸般の報告、町長の招集挨拶並びに行政報告があり、その後、報告第8号、報告第9号及び報告第10号、認定第1号から認定第6号までを上程し、説明を受けます。最後に、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行い、終了の予定です。

翌9月2日は午前10時より本会議を再開し、議案第36号及び議案第37号までを上程し、説明を受け、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第38号から議案第47号までを上程し、説明を受け、認定第1号から認定第6号までの総括質疑を行い、その後決算特別委員会を設置し、付託をする予定です。

9月3日から11日までは本会議を休会とし、一般質問の通告締切りは5日午前11時までとします。

9月6日は、常任委員会を開催する予定です。

また、今回から定例会における予算決算特別委員会での質疑については、委員の質疑に対する当局説明員の答弁をよりの確、かつ簡潔に行うよう求め、審議のより一層の充実を図ることを目的に、事前通告制を導入することとし、通告締切りは6日正午までといたします。

9月8日は、決算特別委員会を開催し、決算審査を行う予定です。

9月12日は、午前10時より本会議を再開し、一般質問を行う予定です。

9月13日は、午前10時より本会議を再開し、議案第38号から議案第47号までの質疑、討論、表決を行い、その後、認定第1号から認定第6号まで決算審査の結果についての委員長の報告、討論、表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（森元淑雄君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長(森元淑雄君) 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より例月現金出納検査(令和4年6月分・7月分)の結果報告がありました。

2として、町教育委員会教育長より令和3年度事務事業点検評価の報告がありました。

3として、総務産業常任委員会委員長より所管事務調査報告がありました。

その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告に代えさせていただきます。

◎町長の招集挨拶並びに行政報告

○議長(森元淑雄君) 日程第4、町長の招集挨拶並びに行政報告を行います。

本定例会の招集に当たって、町長より招集挨拶並びに行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長(松田知己君) おはようございます。

令和4年第7回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要等を申し上げ、招集の挨拶といたします。

初めに、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種について報告いたします。

7月3日、中央ふれあい館を会場に、国の方針に基づき、60歳以上の方及び18歳から59歳までの方のうち、基礎疾患を有する方などで3回目の接種完了から5か月以上経過した方を対象に集団接種を行いました。

以降、公民館、北ふれあい館も会場とし、順次接種を行っており、8月からは医療従事者等も接種対象として追加し、接種を実施しております。

現時点で国のワクチン接種に関する事業期間が9月末とされているため、集団接種会場での接種が困難な方への対応として、9月1日から30日まで期間を限定し、圏域内の一部医療機関による個別接種を実施いたします。また、国からは、秋以降の接種体制について、初回接種を完了し

た全ての住民を対象に、オミクロン株対応ワクチンによる追加接種の実施を想定した準備を行うよう指示を受けており、国の方針が示され次第対応してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する支援制度等について報告いたします。

なお、いずれも8月31日現在のものです。

令和4年度に新たに住民税非課税となった世帯等に対し1世帯当たり10万円を給付する臨時特別給付金事業については、230世帯の方に対し総額2,300万円を給付しております。なお、給付率は86.79%となっております。

県が直接支給するひとり親世帯を除いた低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業については、申請不要で支給できる68の方に対し総額660万円を支給しております。

また、申請が必要な高校生のみを養育している3の方に対し総額20万円を、家計急変により申請された1の方に対し総額10万円をそれぞれ支給しております。

コロナ禍の中、親元を離れて頑張っている大学生等を町内産品で支援する町外大学生等応援事業については、6月30日で受付を終了し、計123人から申請があり、希望する町内産品のセットを発送しております。

また、コロナ禍に加え、燃油価格高騰の影響を受けている事業者の方への支援については、施設園芸等の農家負担の軽減を図るため、燃料購入費の一部を助成する施設園芸等燃油支援事業で21件、178万4,000円を、運送事業者等の事業継続を支援する運送業等事業継続支援金で12件、291万1,000円をそれぞれ交付しております。

次に、大雨警報に伴う災害警戒部の設置等について報告いたします。

8月13日午後5時44分に美郷町に大雨警報が発表されたことから、災害警戒部を設置しました。大雨警報に加え、土砂災害警戒レベルが警戒を示す3であり、その後の気象見通しを気象台に確認したところ、雨が降り続く見通しだったため、土砂災害警戒区域に指定している19行政区、165世帯の方へ高齢者等避難を発令するとともに、午後7時に中央ふれあい館に避難所を開設しました。防災行政無線等で避難を呼びかけ、1世帯1の方が避難されました。

14日午前4時25分に避難者の方が帰宅され、その後雨量の増加が見込まれなかったことから、午前5時に自主避難所を閉鎖、高齢者等避難を解除し、午前7時48分に大雨警報が解除されたため、災害警戒部を解散しております。

また、翌15日の夜にかけて大雨警報が発表される可能性が高かったことから、土砂災害等に警戒するため、午後4時に美郷町災害警戒部を設置し、午後5時30分に北、中央、南の各ふれあい

館に避難所を開設しました。防災行政無線等で避難を呼びかけ、1世帯1人の方が避難されました。

16日午前4時30分に避難者の方が帰宅され、その後避難されてくる方はおらず、17日午前4時11分に大雨警報が解除されたため、避難所を閉鎖し、災害警戒部を解散しております。

また、18日午後1時38分にも大雨警報が発表されたことから、災害警戒部を設置しました。気象台から情報収集を行い、避難所の設置に備えておりましたが、同日午後4時11分に大雨警報が解除されたため、災害警戒部を解散しております。

この期間の大雨による被害ですが、農地への浸水被害が1か所確認されたほか、事業連携協定を締結している小川香料株式会社が美郷雪華を栽培するために町が貸し出している千屋字大台野地内の圃場のうち、今後の栽培に向けて耕起作業を実施していた区画において表土の流出がありました。なお、近隣の水路等への土の流入は確認されておりません。

次に、第3次美郷町総合計画における「みさと重点テーマ」に係る事業について報告いたします。

1つ目は、「快適さ向上」についてですが、水源涵養充実事業として3年ぶりとなる七滝「水の森」植樹事業を6月15日に実施しました。町内の小学校4年生と関係者など167人が森林の働きについて学習し、ブナの苗木120本を植樹しました。

2つ目は、「豊かさ実感」についてですが、芸術文化推進事業として、本町金沢地区在住で山岳写真家の大川清一氏による学友館特別展「北東北 山々の輝き」を7月30日から開催しております。初日には開会行事のほか、大川氏によるギャラリートークが行われ、約40の方が参加しました。

また、関連事業として、山の日である8月11日に大川氏による写真教室を開催し、20の方が参加しました。当日は、自分の思いが伝わる構図の作り方を教わったほか、町内を巡りながら、実際に写真を撮影しました。9月25日まで開催しておりますので、より多くの町民の方々よりご来館いただきたいと存じます。

連携企業スポーツ活動事業として、7月19日から23日にかけてヨネックスバドミントンチームを含む5チーム合同による強化合宿が総合体育館リリオスで行われ、24日にはヨネックス株式会社との連携事業として、バドミントンクリニックを開催しました。クリニックには美郷中学校男女バドミントン部24人が参加し、日本のトッププレーヤーによる直接指導を受けたほか、アスリートとしての心構えを聞くなどし、技術習得等の向上につながりました。

3つ目は、「活力・賑わい創出」についてですが、美郷暮らしサポート事業として、お試し移

住体験を希望されていた関西在住の1人の方を8月25日から26日にかけて受け入れました。町内の学校等の教育施設や医療施設、商業施設を案内し、主な生活拠点をご自身の目で見学していただきました。今後の移住につながることを期待しております。

次に、各課の個別の取組について報告いたします。

初めに、総務課関係ですが、今年度の新規職員採用試験は、一般行政職をはじめ、全3区分で募集を行いました。昨年度同様、第1次試験を全国のテストセンターで受験できる方式で実施した結果、59人が受験し、6人を任用候補者名簿に登録しました。

次に、住民生活課関係ですが、現在まで住宅火災が2件発生しており、前年同期と比べ2件減少しておりますが、引き続き火災予防の啓発に努めてまいります。

また、消防団関係についてですが、8月20日に3年ぶりに開催された第59回秋田県消防操法大会、小型ポンプ操法の部で町消防団第2分団が準優勝いたしました。

次に、福祉保健課関係ですが、秋田県総合保健事業団による早朝健診における過誤等について、8月1日、事業団より新たに健診結果通知書の記載に過誤が見つかったとの報告がありました。過誤の内容は、前立腺がん検診受診票の問診結果を自動読取機で正確に読み取れていなかったことによるものが9人、眼底検査結果の記載に係るシステム不備によるものが4人でした。翌2日に事業団職員に町職員が同行し、直接訂正した通知書をお届けしました。事業団へは、度重なる過誤の発見にチェックの精度向上と確認体制の強化等を強く申し入れております。

このほか、事業団より身長再測定の報告があり、8月31日までに対象者353人のうち266人の方が再測定を行いました。残り87人のうち63人の方からは、測定値は正しい、または前回健診データの値が正しいとの回答を得ており、24人の方については、引き続き身長の確認を行っているところです。

今年度の敬老記念行事についてですが、記念品のタオルを敬老の日の9月19日までに対象者全員へお届けする予定です。また、9月11日には75歳以上の方を対象に、県の公文書館が所蔵する昭和の懐かしい映像の上映会をメイン会場の公民館のほか、北ふれあい館、中央ふれあい館をモニター会場として開催いたします。

次に、商工観光交流課関係ですが、3年ぶりとなる美郷町ラベンダーまつりを6月18日から7月3日にかけて開催しました。今年のまつりは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に万全を期しながら、園内での飲食を一部認め、ラベンダーの苗の販売をはじめとする物販やラベンダーの摘み取り体験なども実施しました。期間としては平年より短い開催となりましたが、それでも約6万7,000人のお客様にご来場いただき、お客様からはおまつりの開催を楽しみにしていた、美

郷雪華も紫の品種もとてもきれいだったなど、ご好評をいただいたところです。

なお、その後の長雨などの影響により、特に美郷雪華が根腐れ等のダメージを受けており、今後対応が必要と見込んでおります。

また、連携協力提携を締結している北海道中富良野町へ町職員など5名が7月22日から24日にかけて訪問し、町営ラベンダー園にて3年ぶりの開催となる交流物産展に参加しました。当日は、多くのお客様にお越しいただき、美郷町産の物産をご購入いただきました。今後もラベンダーを基軸としながら、相互の地域資源を活用した双方向での交流を進めてまいります。

日本航空株式会社との連携事業として、児童向けのJALリモート工場見学を7月29日に町内の児童クラブ2か所と公民館で開催しました。当日は、208人の児童が参加し、飛行機の仕組みや空に関わる仕事の勉強をしました。

次に、農政課関係ですが、7月26日に開催された全国和牛能力共進会秋田県最終予選会種牛の部で本町で生産された雌牛1頭が秋田県代表に選出されました。鹿児島県で10月6日から開催される第12回全国和牛能力共進会において優秀な成績を収められることを期待しております。

有害鳥獣対策についてですが、8月31日現在、鳥獣被害対策実施隊により熊2頭、イノシシ1頭及びニホンジカ1頭を捕獲しております。現時点での捕獲数は、過去3年間で最も少ないものとなっておりますが、引き続き捕獲用おりやくくりわなを設置するとともに、防災行政無線や広報での注意喚起を図ってまいります。

次に、建設課関係ですが、6月から8月末までの主な工事発注状況については、道路改良工事2件、道路舗装及び舗装補修工事8件、造園工事3件、橋梁補修工事2件、屋根工事1件、除排雪機械購入4台、業務委託として、測量調査設計業務6件を発注し、発注率は73.6%となっております。

また、上下水道関係では、黒沢地区配水管布設替え工事等8件、六郷地区下水道真空ポンプ場機器更新工事等4件を発注しており、発注率は83.0%となっております。

次に、教育推進課関係ですが、8月5日に開催された第52回東北中学校卓球大会で美郷中学校女子卓球部の生徒が個人戦で優秀な成績を残し、2人が全国大会に出場しております。

各小学校と友好都市等との学校間交流については、8月29日と30日の両日、文京区千駄木小学校の児童と教職員が美郷町を訪問し、仙南小学校と交流を図っております。

また、町内小学校の5、6年生を対象にした職場体験活動は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止することといたしました。

次に、生涯学習課関係ですが、青少年教育事業として、劇団わらび座から役者の方を講師に迎

え、「子どもコミュニケーション教室」を各小学校で開催しました。6月2日に六郷小学校6年生、13日に千畑小学校3年生、29日に仙南小学校6年生が参加し、友達と体を動かしながらの学習により、児童の皆さんは楽しくコミュニケーションについて学べたものと考えております。

小学生の夏休み期間中における少年教育並びに読書推進事業については、日本航空株式会社との連携事業である「わくわくスクールJAL工場見学」を7月29日、30日に実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大により延期とし、今後長期休業中の実施に向けた調整を図ってまいります。

7月31日に住民活動センターで開催した「手づくりしかけ絵本教室」では、小学生以下10人、保護者11人が仕掛け絵本の基礎を学び、実際に作ることで絵本への親しみや大切さを実感し、楽しんでいただきました。

また、「美郷カレッジ」を7月2日と8月20日に公民館を主会場、北ふれあい館、中央ふれあい館をモニター会場として開催しました。令和4年度の共通テーマは、「意（い・こころ）」で、7月2日は日本航空株式会社代表取締役副社長執行役員の清水新一郎氏、8月20日は元バレーボール全日本代表の益子直美氏を講師に迎え、ご講演をいただきました。受講者は延べ193人、受講者アンケートによる満足度は95.8%と、大変好評でした。

また、「美郷町二十歳の集い」を8月15日に公民館で開催しました。対象者168人のうち、111人が出席し、二十歳の節目を祝いました。

成年年齢が満18歳に引き下げられましたが、対象者アンケートの結果などを踏まえ、今後も二十歳を節目とし、地域を担う人材の活躍を祈念する機会を設けてまいります。

社会教育施設環境整備事業についてですが、学友館、歴史民俗資料館、中央ふれあい館の土足化工事が完了し、学友館と歴史民俗資料館は6月21日より、中央ふれあい館は8月5日より供用しております。来館された方からは、利用しやすくなったとの声をいただいております。

次に、提出いたしました議案の概要について説明いたします。

報告第8号専決処分事項の報告についてですが、車両損壊事故に係る和解及び損害賠償の額について専決処分いたしましたので、報告するものです。

報告第9号健全化判断比率の報告について及び報告第10号資金不足比率の報告についてですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、報告するものです。

認定第1号から認定第6号ですが、令和3年度の各会計決算認定について地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものです。

議案第36号及び議案第37号人権養護委員の推薦につき意見を求めることについてですが、高橋

信雄氏を引き続き人権養護委員として、また、下田 亮氏を新たに人権養護委員として推薦したく、お諮りするものです。

議案第38号美郷町過疎地域持続的発展計画の一部変更についてですが、第3次美郷町総合計画との調整を図るため、計画の一部を変更したく、お諮りするものです。

議案第39号美郷町交流センター設置条例及び美郷町交流センター使用料徴収条例の一部を改正する等の条例の制定についてですが、中央ふれあい館の老人福祉センター機能を廃止することに伴い、施設の設置根拠等を新たに定めるため、関係条例を改廃したく、お諮りするものです。

議案第40号美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてですが、令和4年6月に人事院が行った規則の改正等に基づき、国家公務員の措置と同様に、育児休業の要件等を緩和したくお諮りするものです。

議案第41号美郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてですが、消防団員の処遇改善と団員管理の適正化を図るため、所要の規定を改正したくお諮りするものです。

議案第42号令和4年度美郷町一般会計補正予算第4号についてですが、前年度繰越金の確定や地方債の借入額の変更等による歳入の増額、上糠渕・中大久保線ほか20路線の舗装補修工事の追加、製造業等事業継続支援金の追加、新型コロナウイルスワクチン接種経費の増額、町債繰上償還元金の追加等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第43号令和4年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてですが、前年度繰越金の確定に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第44号令和4年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号についてですが、前年度繰越金の確定等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第45号令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてですが、前年度繰越金の確定及び本堂処理場設備改修工事の追加等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第46号令和4年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてですが、前年度繰越金の確定に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第47号令和4年度美郷町水道事業会計補正予算第2号についてですが、施設電気料の増額等に伴う支出予算の補正についてお諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきまして説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜り

ますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

- 議長（森元淑雄君） 町長より招集挨拶並びに行政報告について、訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。町長。

（町長 松田知己君 登壇）

- 町長（松田知己君） ただいまの行政報告において、「美郷町二十歳の集い」の対象者168人のうち「111人」と言ったようですが、「117人」が正しいので、訂正しておわび申し上げます。

◎報告第8号の上程、説明

- 議長（森元淑雄君） 日程第5、報告第8号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。内容の説明を求めます。総務課長。

- 総務課長（高橋 穰君） 報告第8号についてご説明いたします。

2ページ、専決処分書をご覧ください。

令和4年2月21日に金沢西根字耳取地内で発生した車両損壊事故について、7月25日に示談が成立し、専決処分しましたので報告するものでございます。

相手方は、で、事故
の概要は、美郷町道路除雪機械運転委託業務契約に基づく作業員が金沢西根字耳取地内を除雪中、道路脇から後退した際、除雪車両の後方で停止していた相手方所有の車両に接触し、損害を与えたものでございます。

記載の損害賠償額及び和解の要旨により、示談が成立しております。

なお、損害賠償額については、全額保険対象でございます。

説明は以上でございます。

- 議長（森元淑雄君） これで報告第8号の説明が終わりました。

◎報告第9号の上程、説明

- 議長（森元淑雄君） 日程第6、報告第9号 健全化判断比率の報告についてを上程いたします。内容の説明を求めます。企画財政課長。

- 企画財政課長（武田浩之君） 報告第9号についてご説明します。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして4つの健全化判断比率について、毎年度

監査委員の審査に付した上で議会に報告するものでございます。

このことについて、8月22日に監査委員より審査をしていただき、その意見書の写しを議案資料集の1、2ページに添付しております。

1つ目の実質赤字比率ですが、一般会計を対象とした赤字額の標準財政規模に対する比率となります。

2つ目の連結実質赤字比率は、全ての会計を対象とした赤字額の標準財政規模に対する比率となり、共に黒字決算のため表示はございません。

3つ目の実質公債費比率ですが、町債の繰上償還を除いた元利償還金に公営企業会計への繰出金、一部事務組合への負担金及び債務負担行為に基づく支出などのうち、公債費に相当する純元利償還金を加えた総額の標準財政規模に対する比率で、過去3年間の平均値となります。令和3年度は、マイナス1.3%となり、繰上償還を除く元利償還額よりも交付税算入される繰上償還を含む元利償還金のほうが多かったことが要因と見込まれます。

4つ目の将来負担比率ですが、一般会計において将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標となります。当町では、将来負担額よりも将来負担に充当可能な財源の額が上回っているため、マイナス比率となり、表示はございません。

なお、これらの4つの比率の判断基準として、早期健全化基準が定められておりますが、当町は全て基準以下であり、健全段階にあります。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで報告第9号の説明が終わりました。

◎報告第10号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第7、報告第10号 資金不足比率の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（武田浩之君） 報告第10号についてご説明します。

公営企業を経営する地方公共団体において、毎年度公営企業会計ごとの資金不足比率について監査委員の審査に付した上で議会に報告するものでございます。

このことについて、8月22日に監査委員より審査をしていただき、その意見書の写しを議案資料集の3、4ページへ添付しております。

資金不足比率ですが、公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率で、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

当町では、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計共に黒字決算のため、表示はございません。

なお、公営企業会計ごとに資金不足比率の判断基準として、経営健全化基準が定められておりますが、当町は全て基準以下であり、健全段階にあります。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで報告第10号の説明が終わりました。

◎認定第1号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第8、認定第1号 令和3年度美郷町一般会計決算認定についてを上程いたします。

税務課長から順次説明を求めます。

○税務課長（奥山智佳等君） 歳入歳出決算書12ページ、13ページをお願いいたします。

1款町税ですが、収入済額は14億5,674万1,450円で、令和2年度と比べ額にして2,251万1,585円、率にして1.52%減少しております。収納率は、令和2年度と比べ0.47%上回り、95.15%となっております。不納欠損額は154人、417万5,889円で、令和2年度と比べ174万5,360円、29.47%減少しております。収入未済額は7,011万9,693円で、令和2年度と比べ703万9,133円、9.12%減少しております。収納率、不納欠損額及び収入未済額が改善された要因としては、主に令和3年度からの秋田県地方税滞納整理機構への職員派遣による滞納対策のノウハウの蓄積と、税務課職員による的確な実践によるものとなります。

次に、税目別にご説明いたします。

1項町民税の収入済額は、6億1,280万175円で、令和2年度と比べ2,395万970円、3.76%減少しております。個人町民税では農業の申告所得の減少が大きくなっておりますが、給与所得等の増により総所得金額は令和2年度より増加しております。しかしながら、令和2年度から所得税と同様に、給与所得控除、公的年金等控除の見直しと、一部が基礎控除に振り替えられました。具体的には、給与所得控除、公的年金等控除を10万円引下げ、基礎控除が10万円引き上げられました。この結果減少となったものです。法人町民税は、令和2年度とほぼ同額となっております。

2項固定資産税の収入済額は6億5,297万7,151円で、令和2年度と比べ672万7,895円、1.01%

減少しております。主に、土地評価額及び新築家屋の減少によるものです。

3項軽自動車税の収入済額は7,992万2,398円となり、令和2年度と比べ144万9,598円、1.84%増加しております。主に、平成27年4月1日からの新税率が適用となる乗用自家用車の課税台数が増加したことによるものです。

4項町たばこ税の収入済額は1億1,046万9,176円で、令和2年度と比べ691万2,682円、6.67%増加しております。喫煙者数は減少傾向にありますが、令和2年10月1日、令和3年10月1日の2回たばこ税の税率が1本当たり0.43円ずつ引き上げられました。この結果、町たばこ税の収入済額は増加となりました。

14、15ページをお願いいたします。

5項入湯税の収入済額は57万2,550円で、令和2年度と比べ19万5,000円、25.4%減少しております。主に、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が減少したことによるものとなります。

以上で1款町税の説明を終わります。

○企画財政課長（武田浩之君） 続きまして、14、15ページ上段の2款地方譲与税から18、19ページ中段の11款交通安全対策特別交付金まで一括してご説明します。

各譲与税交付金は、予算額と同額の調定額及び収入済額となっております。令和2年度との比較で増減額の大きいものとして、16、17ページ中段の6款法人事業税交付金が約900万円の増、7款地方消費税交付金が約3,400万円の増、18、19ページ上段の10款地方交付税が約3億4,300万円の増となっております。

2款から11款までの収入済額の合計は、約61億6,200万円で、令和2年度との比較では約3億9,200万円、6%の増となっております。

なお、地方交付税のうち普通交付税ですが、令和2年度との比較で約3億1,300万円の増となります。これは、町税等の収入により基準財政収入額の減少に対し基準財政需要額の算定品目に地域デジタル社会推進費が創設されたことや、国の補正予算に伴う追加交付があったことによります。また、特別交付税は、令和2年度と比較し約3,000万円の増となります。これは、豪雪による道路除排雪費や原油価格高騰対策に対する追加交付によるものです。

続きまして、次の12款以降は、予算額と比較して調定額や収入額の差が大きい科目、または収入未済額のある科目を中心に款ごとにご説明します。

20、21ページをお願いします。

13款使用料及び手数料ですが、1項2目2節こども園使用料の不納欠損額1万6,000円は、一時保育料の過年度分1人分でございます。3節放課後児童健全育成事業利用料の収入未済額1,440円

は、現年度分1人分でございます。

下段の6目1節住宅使用料の収入未済額154万800円は、過年度分1人分でございます。

26、27ページをお願いします。

14款国庫支出金ですが、2項1目1節総務費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金及び新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金ですが、いずれも新型コロナウイルス対応に係る補助金、交付金でございます。なお、予算額と調定、収入額との差は、非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の繰越明許分に対する補助金と豪雪地域安全確保事業の繰越明許分に対する交付金でございます。

中段の2目2節児童福祉費補助金の子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金ですが、いずれも子育て世帯への給付金の支給に係る補助金でございます。また、保育士等処遇改善臨時特別交付金は、こども園及び放課後児童クラブの会計年度任用職員の処遇改善に係る交付金でございます。

28、29ページをお願いします。

上段の4目1節道路新設改良費補助金ですが、予算額と調定、収入額との差は、歩道整備事業及び町道補修事業の繰越明許分に対する社会資本整備総合交付金でございます。

32、33ページをお願いします。

15款県支出金ですが、下段の2項2目6節社会福祉補助金の新型コロナウイルス対策生活応援事業費補助金及び福祉灯油助成事業費補助金ですが、低所得世帯や子育て世帯を対象とした支援事業に係る補助金でございます。

34、35ページをお願いします。

下段の4目4節林業費補助金ですが、予算額と調定、収入額との差は、林道整備事業の繰越明許分に対する県補助金でございます。

40、41ページをお願いします。

16款財産収入ですが、下段の2項1目1節不動産売払収入の土地売払収入ですが、7件分、立木売払収入は、黒沢地区分収造林及び湯尻小字竜川地区町有林の搬出間伐に係る売払収入でございます。

42、43ページをお願いします。

上段の2目1節物品売払収入ですが、除雪グレーダ1台、消防用小型ポンプ3台、給食配送車1台及び排水フリューム等の売払収入でございます。その下の3目1節生産物売払収入は、刈り

取りラベンダーやラベンダーウォーター等の売払収入でございます。

次に、17款寄付金ですが、1項1目1節一般寄付金は、個人から1件分でございます。

その下、2目1節ふるさと美郷応援寄付金は、791件分で、令和2年度と比較して258件の増ですが、寄付額では355万8,350円の減となっております。その下の指定寄付金は、個人から1件分でございます。また、地方創生応援寄付金は、3社からの寄付金でございます。

次に、18款繰入金ですが、1項1目1節振興基金繰入金は、普通交付税等の追加交付により全額減額しております。

2目1節ふるさと美郷子ども育成基金ですが、児童生徒の教育の充実に係る事業の財源として繰入れしております。

3目1節薬用植物栽培推進基金繰入金ですが、薬用植物栽培推進事業の財源として繰入れしております。

44、45ページをお願いします。

5目1節佐々木毅鴻鵠の志育成基金繰入金ですが、子供の感性、創造力育成事業の財源として繰入れしております。

次に、19款繰越金は、令和2年度からの繰越金でございます。

次に、20款諸収入ですが、下段の3項1目1節奨学資金貸付元利収入の収入未済額300万4,700円の内訳ですが、現年度分が20万8,000円、過年度分が279万6,700円で、11人分でございます。

その下の2目1節高齢者住宅整備資金貸付金元利収入の収入未済額20万605円ですが、過年度分1人分でございます。

46、47ページをお願いします。

下段の5項2目1節給食費の収納未済額55万3,315円の内訳ですが、学校給食費の現年度分が29万610円、過年度分が26万2,705円で、24人分でございます。なお、不納欠損額4万4,920円の内訳ですが、学校給食費の過年度分4万320円、1人分と、一時保育分給食代の過年度分4,600円、1人分でございます。

48、49ページをお願いします。

3目過年度収入ですが、国庫支出金は、障害者自立支援給付費国庫負担金等の精算分で、県支出金は、大雪に関わる災害救助費負担金等の精算分が主なものでございます。

4目1節雑入ですが、各項目のうち500万円以上のものをご説明します。9行目の搬出間伐事業補助金ですが、黒沢地区分収造林及び瀧尻竜川地区森林作業道の間伐等に係る補助金でございます。その3行下の派遣職員人件費納入金は、秋田県町村電算システム共同事業組合及び六郷開発

株式会社への派遣職員に係る納入金でございます。その4行下の秋田県市町村振興協会交付金はハロウィン宝くじの交付金、同じく、振興協会助成金はサマージャンボ宝くじの助成金でございます。その下の指定管理料過年度返還金は、NPO法人みさぼーとに指定管理を委託している住民活動センター、歴史民俗資料館及び屋内スポーツ館の過年度返還金でございます。下段の介護予防サービス計画作成費収入は、秋田県国民健康保険団体連合会からの収入でございます。

50、51ページをお願いします。

2行目の後期高齢者健診事業補助金は、健診事業に対する秋田県後期高齢者広域連合からの補助金でございます。その10行下の後期高齢者医療療養給付費負担金精算金は、令和2年度の精算金として、広域連合からの精算金でございます。その6行下になります。プレミアム応援券販売収入ですが、1セット当たり4,000円、計7,948セットの販売収入になります。

52、53ページをお願いします。

21款町債ですが、1目の総務費から9目の災害復旧費まででございます。町債の収入済額の合計は12億7,670万円で、その内訳といたしまして、過疎対策事業債が4億2,470万円で、全体の33%、合併特例債が4億7,920万円で、同じく38%、そのほかが3億7,280万円で29%となっております。なお、予算額に対して調定、収入済額が3億2,200万円の減となっておりますが、これは、農地集積加速化基盤整備事業、道路維持補修事業、社会資本整備事業などを含む7事業について、令和4年度への繰越明許費としたことによるものです。

54、55ページをお願いします。

下段の歳入の合計ですが、予算現計額143億7,673万2,000円に対して調定額が139億6,347万1,526円、収入済額が138億8,381万4,164円、不納欠損額が423万6,809円、収入未済額が7,542万553円でございます。

歳入の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） 説明途中でありますが、ここで10分間休憩します。

（午前10時55分）

（午前11時05分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

歳出1款1項1目から順次説明願います。

○総務課長（高橋 穰君） 続きまして、歳出についてご説明いたします。

56、57ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目議会費でございますが、議会活動、議会運営に関する経費と議員及び議会事務局職員の人件費が主なものでございます。

次に、2 目議会広報費でございますが、みさと議会だより及びみさと議会だよりお知らせ版の発行経費でございます。

1 款議会費の説明は、以上でございます。

続きまして、58、59ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目一般管理費は、62、63ページ上段まででございます。総務課職員の人件費、全職員の厚生関係経費、文書管理、庁舎管理をはじめとする通常業務遂行に要する経費のほか、職員能力向上事業費、公共施設等最適化推進事業費、非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費などに要した経費を支出してございます。庁舎管理費につきましては、役場駐車場区画線工事、庁舎3階の漏水改修工事、第一会議室カーペット貼り替え工事のほか、設備の維持管理や修繕等を行っております。

職員能力向上事業につきましては、県及び市町村職員合同研修への参加に加え、コミュニケーション質向上セミナーを町単独で実施するなど、延べ90名の職員が各種研修を受講してございます。

公共施設等最適化推進事業につきましては、行政区に無償譲渡する集会施設のうち、耐震基準を満たしていなかった4施設の耐震補強工事を実施し、行政区からの引き受け意向のなかった5施設については、解体工事を実施いたしました。また、旧北運動公園ゲートボール場の物置小屋及び旧カントリーパークの展望台、屋外ステージ、炊事棟、トイレ棟の解体工事を実施いたしました。

63ページ、一般管理費の最後の行でございますが、国のコロナ克服新時代開拓のための経済対策として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業を実施し、令和3年度予算分で1,719世帯に10万円を給付いたしました。

なお、59ページ下段、11節の役務費の繰越明許費46万2,000円と61ページ下段、18節の455万円は、臨時特別給付金の支給対象となる家計急変世帯の申請が令和4年9月までであることから、その分を事務費と給付金を見込んで繰り越したものでございます。

また、61ページの14節工事請負費の繰越明許費726万円は、旧カントリーパークの施設解体工事が豪雪により年度内完了が見込めないことから、繰り越したものでございます。

1 目一般管理費の説明は、以上でございます。

○企画財政課長（武田浩之君） 2 目行政推進費ですが、65ページの上段まででございます。

本目ですが、行政区などに対する支援、コミュニティセンターの管理、男女共同参画社会の推進及び地域公共交通活性化対策に要した経費が主なものでございます。

中段の12節委託料ですが、広報等配布委託料として、各行政区へ支出しております。また、住民活動センター指定管理料をNPO法人みさぽーとに支出してございます。みさぽーとですが、指定管理業務のほか、「みさぽーたー」として個人で82人、団体で39団体より登録をいただき、学校支援やボランティアのコーディネートを実施しております。

14節工事請負費ですが、5か所のコミュニティセンターのエアコン設置工事、飯詰コミュニティセンターの体育館外壁改修工事及び鍵田コミュニティセンターの給水装置更新工事などを実施しております。

18節の3行目、美郷町地域公共交通活性化再生協議会負担金ですが、乗合タクシー運行事業に係る負担金となります。年度末での登録者数は976人で令和2年度との比較で14人の増、利用者数は延べ6,131人で、248人の増、運行便数は延べ4,897便で425便の増となっております。その下の生活バス路線等維持費補助金ですが、路線バス運行維持のため、一部県の補助金を財源として、3路線分をバス事業者に補助しております。その下の地域活動拠点整備事業費補助金ですが、地域の会館等の改修、整備について13団体に交付しております。また、行政区、地域やボランティア団体等が実施する行事、イベントに対し、活力ある地域づくり事業費補助金を7団体に交付しております。

64、65ページをお願いします。

秋田結婚支援センター入会登録料助成金ですが、8名の方に助成しております。その下の結婚新生活支援助成金は、2件の実績となっております。また、行政区活動の円滑な実施を推進するため、行政区活動支援交付金を交付しております。本目の不用額の主なものですが、12節委託料のコミュニティセンター及び駅駐輪場の除雪作業の実績や、18節負担金補助及び交付金の活力ある地域づくり事業費補助金及び地域活動拠点整備事業費補助金の申請実績によるものでございます。

2目行政推進費の説明は、以上でございます。

○総務課長（高橋 穰君） 次に、3目文書広報費でございますが、広報みさと及び広報みさとお知らせ版の発行経費のほか、町ホームページの管理費などが主なものでございます。

3目文書広報費の説明は、以上です。

○会計管理者兼出納室長（飛澤史子君） 続きまして、4目会計管理費でございますが、出納室職員の人件費のほか会計全般の出納事務に要した経費でございます。

以上で4目会計管理費の説明を終わります。

○総務課長（高橋 穰君） 続きまして、ページ下段から66、67ページ中段までの5目財産管理費でございますが、普通財産の管理、町有林の保育管理、行政センターの管理、公用車及び町バスの維持管理及び松・杉並木の管理などに要した経費が主なものでございます。町有林保育事業では67ページ上段、12節、下から3行目、町有林保育事業委託料にて、潟尻竜川地区町有林搬出間伐を行っております。町バス維持管理費では、67ページ、17節備品購入費にて、新型コロナウイルス感染防止対策として、空間除菌装置をバス3台に設置いたしました。

65ページに戻っていただき、10節需用費の繰越明許費34万7,000円でございますが、公用車管理費において、令和4年度から義務化されるアルコール検知器30台を発注したものの需要増による供給不足のため、年度内納品が見込めないことから繰り越したものでございます。

5目財産管理費の説明は、以上でございます。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 66ページから69ページにかけて記載しております6目企画費でございますが、協定企業交流推進事業、みさと暮らし促進事業、ふるさと美郷応援寄付事業に要した経費が主なものとなっております。

協定企業交流推進事業の主な実績につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして大半の取組が中止となりましたものの、日本航空株式会社と連携し、6月にラベンダー園の剪定、除草作業を行っていただきました。これに20名に参加いただいたほか、10月に観光モデルルートモニターツアーを実施し、同社から13名の参加をいただきました。

69ページにあります18節負担金補助及び交付金のみさと暮らし促進事業の主な実績につきましては、みさと暮らし促進奨励金が51件の交付実績で、令和2年度と比較いたしますと499万4,000円、29.6%の増となっております。この要因でございますが、制度の浸透が進んできていることが理由と考えております。

また、69ページの11節手数料及び12節委託料のふるさと納税管理システム委託料につきましては、ふるさと美郷応援寄付事業に係る経費となります。

66、67ページにお戻りいただきまして、この目の不用額でございますが、主なものとなりますのは、7節報償費、11節役務費の手数料でございますが、いずれもふるさと納税返礼品代及び送料に係る実績によるものです。

以上で6目企画費の説明を終わります。

○企画財政課長（武田浩之君） 7目電子計算費ですが、庁舎電算システム及び情報通信基盤の維持管理に要した経費、秋田県町村電算システム共同事業組合に対する負担金などが主なものでござ

ざいます。

10節需用費の消耗品費は、主にプリンタートナー購入費、12節委託料は、セキュリティー強化やウイルス対策等のシステム保守料、庁舎内外電算機器設定に係る経費及び光ファイバーケーブルの保守料などがございます。

13節使用料及び賃借料は、コピー機のリース料、光ファイバーケーブル、イントラネットケーブルの電柱使用料などがございます。

14節工事請負費ですが、電柱建て替え工事等に伴う光ファイバーケーブル支障移転工事や役場庁舎等のIP電話更新工事、WiFi環境整備工事及びウェブ会議用庁舎整備工事などを実施しております。

17節備品購入費は、更新用のプリンターやウェブ会議用貸出しパソコンなどの購入費でございます。

18節負担金補助及び交付金は、秋田県町村電算システム共同事業組合への負担金が主なものでございます。

7目電子計算費の説明は、以上でございます。

○住民生活課長（木村英彰君）　続きまして、8目交通安全対策費ですが、交通事故防止対策に要した費用でございます。

1節報酬費は、3月に開催されました交通安全対策協議会委員6名分の報酬、7節報償費は、交通指導隊員17人分の年報酬及び出動手当でございます。

10節需用費の修繕料は、カーブミラー34か所の修繕に要した経費でございます。

14節の施設整備工事では、カーブミラーを新規に5か所設置したものでございます。

18節の上から2段目のチャイルドシート購入費補助金につきましては、28件の交付実績でございます。また、交通安全協会などに対し補助金を交付しております。

続きまして、9目防犯対策費ですが、犯罪防止対策のために要した費用でございます。7節報償費は、防犯指導隊8人分の報酬及び出動手当、10節需用費の光熱水費は、町内2,850基の防犯灯電気料金、その下の修繕料は防犯灯46基の修繕に要した費用でございます。

14節の電気通信工事では、防犯灯を新規に11基設置したものでございます。

17節の被服購入費ですが、新たに防犯指導隊員となった2名分でございます。

18節では、被害者支援団体や防犯協会などへ補助金をいたしました。

続きまして、10目諸費ですが、秋田県防衛協会会費並びに自衛隊家族会への補助金でございます。

続きまして、11節豪雪地域安全確保事業費ですが、次の72、73ページまでとなっております。除排雪作業中の支障事故の防止を図るための方針の策定や様々な施策を行うものですが、全額翌年度に繰り越しております。

以上で1項の説明を終わります。

○**税務課長（奥山智佳等君）** 続きまして、2項1目税務総務費ですが、職員の人件費のほか、税務一般に関わる事務経費が主なものとなります。

次の2目賦課徴収費ですが、町税の賦課徴収に関わる経費が主なものとなります。

74、75ページをお願いいたします。

上段、22節償還金利子及び割引料の不用額ですが、町税、特に法人町民税の確定申告による還付金の発生に備え不用額となったものとなります。

以上で2項徴税費の説明を終わります。

○**住民生活課長（木村英彰君）** 続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費ですが、戸籍及び住民基本台帳の整備、住民の移動や証明書の発行、人権啓発活動に要した費用及び職員人件費でございます。

人口の推移ですが、令和3年度末の人口は1万8,434人で、前年度と比べて418人の減、率にして2.2%の減でありました。また、世帯数は6,597世帯で、前年度と比べ13世帯の減でありました。

10節消耗品費は、「人権の花」運動による花の苗を、町内3小学校に配布しております。印刷製本費は、戸籍や住民票などの偽造防止用出力用紙費用でございます。

12節の機器保守委託料では、住民基本台帳ネットワークシステム、戸籍システムの保守業務に関する費用でございます。

17節備品購入費では、転入、転出、婚姻などで個人番号カードの記載変更の際、書き換えのできるプリンターの購入費及びシュレッターなどの購入費でございます。

18節では、人権擁護委員協議会への負担金で、現在7人の委員から活動をいただいております。下段の地方公共団体情報システム機構交付金ですが、個人番号カードを発行管理している機構に支出しているもので、財源としましては、全額国庫補助金が交付されております。なお、令和4年3月末現在の交付枚数は5,972枚で、交付率は31.4%でありました。

以上で3項の説明を終わります。

○**総務課長（高橋 稔君）** 76、77ページをお願いいたします。

4項1目選挙管理委員会費でございますが、選挙管理委員及び選挙管理委員会に関する経費を支出してございます。

2目選挙啓発費でございますが、明るい選挙推進協議会委員の保険料を支出しております。

3目秋田県知事選挙費及び4目衆議院議員選挙費並びに、次のページ、5目美郷町議会議員一般選挙費でございますが、各選挙に要した経費でございます。

4項選挙費の説明は、以上でございます。

○企画財政課長（武田浩之君） 80、81ページをお願いします。

5項統計調査費ですが、1目統計調査総務費は、統計功労者受賞者への賞状額の購入代、2目基幹統計費は、工業統計調査、学校基本調査及び経済センサスに要した調査員、指導員報酬や事務費が主なものでございます。

5項統計調査費の説明は、以上でございます。

○総務課長（高橋 穰君） その下、6項1目監査委員費でございますが、監査委員に係る経費、監査等に係る事務経費を支出してございます。例月現金出納検査、決算審査に加え、定期監査、行政監査及び公の施設の指定管理者監査等を実施してございます。

6項監査委員費の説明は、以上でございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、3款民生費をご説明いたします。

1項1目社会福祉総務費は、生活困窮者対策、献血事業及び民生児童委員等、社会福祉に関わる各種団体への補助が主なもので、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい住民税非課税世帯や児童手当受給世帯への生活支援と、地域経済の下支えをするため、美郷町新型コロナウイルス対策生活応援商品券を対象世帯に交付した費用や、町内の介護及び障害福祉サービス事業所が新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するために行った環境整備に対する助成のほか、福祉灯油助成費も含まれております。

1節の会計年度任用職員報酬は、介護福祉士資格を有する職員に係るもので、生活困窮者等への生活指導及び就労支援を行ったものでございます。相談件数は70件ありまして、うち3件について就労に結びつけております。

82、83ページ、上段をお願いいたします。

10節の印刷製本費は、商品券や取扱店用ポスターなど、生活応援商品券の交付に係るものでございます。

12節の換金業務委託料は、生活応援商品券の各取扱店への換金代金や金融機関の換金業務に関わるものでございます。

18節では、非行や犯罪に陥った人たちの立ち直りを助けるための活動団体であります保護司会への負担金等を計上しております。

19節福祉灯油助成費は、灯油価格高騰に伴う低所得世帯への助成実績で、1件当たり6,000円、1,310件分でございます。

2目障害者福祉費は、障害を持った方々が地域で自分らしく暮らすことができるように、障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービスなど、障害者の支援に要した経費で、具体には障害程度区分認定審査に係る経費、事業所が提供した介護や訓練に係る給付費、相談支援や日常生活用具等の給付事業に係る経費等が主なものでございます。

84ページ、85ページ中段の19節扶助費は、利用される方の身体または心の状況により、給付費に影響が出てくるため、不用額が生じてございます。

続きまして、3目高齢者福祉費ですが、広域で実施している介護保険事業の負担金、中央ふれあい館管理費、介護予防事業及び支援事業に要した経費が主なものでございます。

11節役務費は、コロナウイルスの感染拡大防止から敬老会の開催を中止し、対象者全員に記念品をお送りしました運搬費が主なものでございます。

12節ふれあい安心電話は、令和3年度末で92台設置されております。

86ページ、87ページ下段をお願いいたします。

19節扶助費の温泉利用料助成金は、利用券を2,371人に5万6,904枚を交付し、うち2万5,406枚が利用され、利用率はおよそ45%となっております。また、はり・きゅう・マッサージ等施術費助成金は、利用券を1,142人に1万3,692枚を交付し、うち1,893枚が利用され、利用率はおよそ14%となっております。

ページ下段の4目医療給付費は、福祉医療制度に係る経費、後期高齢者医療療養給付費負担金、国民健康保険及び後期高齢者医療の各特別会計への繰出金が主なものでございます。

88ページ、89ページの中段をお願いいたします。

19節扶助費の福祉医療費扶助は、令和2年度と比べ約160万円減少しております。なお、扶助費に関しましては、給付が当初の予測を下回ったため、不用額が生じております。

22節の返還金は、平成28年度から令和2年度の福祉医療費補助金及び令和2年度福祉医療費支給事務費補助金に係るものでございます。

27節繰出金は、国民健康保険及び後期高齢者医療特別会計へのもので、出産育児一時金及び職員給与費等の実績に伴い不用額が生じております。

続きまして、2項1目児童福祉総務費ですが、児童の健全な育成を目指した事業に要した経費が主なもので、1節の報酬は、要保護児童対策地域協議会委員による個別ケース会議等に係るものでございます。

7節報償費は、70人分の出生祝金を支出したものでございます。

2目ひとり親家庭福祉費は、ひとり親家庭の支援に係るもので、小学校及び中学校を卒業される児童41人に記念品として図書カードの贈呈に要したものでございます。

2目の説明は以上です。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 3目児童福祉施設費ですが、認定こども園並びに児童遊園地の管理運営に要した経費が主なものです。

こども園の令和3年度末の園児数ですが、524人で、令和2年度と比べ27人減少しております。

90、91ページをお願いします。

10節の消耗品費ですが、新型コロナウイルス感染症対策のマスクや消毒液、抗原検査キットなどの購入を含む園の管理運営に要した経費が主なものです。

92ページ、93ページをお願いします。

14節の工事請負費ですが、千畑なかよし園の児童用プール床マットの張り替えや、六郷わくわく園の空調氷蓄熱ユニットの修繕、仙南すこやか園の厨房やフェンスの改修などのほか、新型コロナウイルス感染症対策として、各こども園の手洗い水洗器のレバー式改修を実施しております。

17節の備品購入費ですが、施設用備品として、各こども園のA I体温検知カメラや、オンライン会議用パソコン、室内用遊具などのほか、給食用備品として、千畑なかよし園並びに仙南すこやか園の食器用消毒保管庫、前後開閉式の冷蔵庫などを購入しております。

22節償還金利子及び割引料ですが、病児保育事業に係る子ども・子育て支援交付金並びに園のコロナ対策物品購入に係る保育対策総合支援事業費補助金の確定に伴う返還金でございます。この目に関する予備費ですが、千畑なかよし園の火災受信機や厨房のガス立体炊飯器の交換、六郷わくわく園の電話設備の改修や空調設備の冷温水ポンプ並びに非常用自家発電設備の蓄電池の交換工事に充当し、緊急に対応したものでございます。

また、不用額ですが、12節の給食業務委託料の精算に伴う戻入が主なものです。

続きまして、4目子育て支援費ですが、放課後児童クラブの管理運営並びに地域子育て支援拠点事業に要した経費が主なものです。

放課後児童クラブの登録数ですが、289人の登録がありました。また、各こども園の子育て支援拠点事業ですが、未就園児を対象とした育児相談や食育講座などを開催し、延べ623組、669人が参加しております。その他一時保育事業につきましては、延べ140人の利用実績となっております。

10節の消耗品費ですが、新型コロナウイルス感染症対策のマスクや消毒液、抗原検査のキットの購入を含む放課後児童クラブの管理運営に要した経費が主なものです。

94、95ページをお願いします。

14節の工事請負費ですが、わくわく児童クラブのエアコン改修や防犯カメラの設置、仙南っ子児童クラブのトイレの洋式化や施設正面の軒下の改修などのほか、新型コロナウイルス感染症対策として、各クラブの手洗い水栓器のレバー式改修を実施しております。

17節の備品購入費ですが、千畑めだか児童クラブ並びに六郷わくわく児童クラブのランドセルロッカーや千畑めだか児童クラブの職員用ロッカーなどを購入しております。

18節の病児病後児保育利用料助成金ですが、病気の子供を一時的に預かる保育施設を利用した場合に利用料の半額を助成するもので、9人の方に交付しております。

19節の健やか子育て支援事業助成金ですが、広域入所児童の保育料及び給食費を助成するもので、18人に交付しております。また、子育てファミリー支援事業助成金ですが、第3子以降の一時保育や任意の予防接種などの一部を助成するもので、42世帯に交付しております。

22節の償還金利息及び割引料ですが、臨時休校時などにおける児童クラブの開所に係る子ども・子育て支援交付金の確定に伴う返還金でございます。

また、不用額ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、放課後児童クラブにおけるおやつ提供の中止による10節食糧費が主なものでございます。

4目子育て支援費の説明は、以上でございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、5目児童措置費は、児童手当支給に係る経費が主なものでございますが、令和3年度はそれに加え、19節扶助費で子育て世帯生活支援特別給付金で、低所得の子育て世帯に対し子供1人当たり5万円を、子育て世帯への臨時特別給付金及び美郷町子育て世帯への臨時特別給付金で、児童手当受給者等に対しそれぞれ子供1人当たり10万円を支給しております。

5目の説明は以上です。

続きまして、4款衛生費でございます。96ページ、97ページをお願いいたします。

1項1目保健衛生総務費ですが、保健センターの管理費のほか、食生活改善、心の健康づくりなどのセルフケア推進事業及び健康対策に係る各種団体への補助等に要した経費が主なものでございます。

98ページ、99ページをお願いいたします。

22節の令和2年度子ども・子育て支援交付金返還金は、乳児家庭全戸訪問事業に対する国からの交付金で、所要額確定による精算を国の指示により翌年度に行ったものでございます。

続きまして、2目予防費は、予防接種、各種がん検診、乳幼児健診、妊婦健診等のほか、新型

コロナウイルスワクチン接種業務に要した費用でございます。

3節の時間外勤務手当及び管理職特別勤務手当は、新型コロナウイルスワクチンの集団接種等に従事した職員へ支給したものでございます。

7節の報償金は、新型コロナウイルスワクチン接種での医師等への謝金でございます。

12節、下段の予防接種委託料は、各種予防接種のほか、風疹抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査及び予防接種に係る経費が含まれており、その下の事務事業委託料は新型コロナウイルスワクチン接種業務に係るもので、会場設営やコールセンターでの受付等でございます。

2目の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きまして、3目環境衛生費ですが、不法投棄防止、墓地の管理、水環境の啓蒙など、環境施設に要した費用及び職員人件費でございます。

7節報償費は、不法投棄監視員7名によるパトロールに要した費用、10節需用費の消耗品費は、不法投棄警告看板の購入費や道路清掃時のごみや土砂回収用袋の購入費でございます。修繕料は、仙南百目木最終処分場のフェンス修繕に要した費用でございます。

11節手数料は、不法投棄が発見され、これに係る処分費用でございます。

12節の環境水質調査分析業務では、丸子川など、7か所の水質を調査したもので、いずれも良好な状況であるとの報告を受けております。

18節の斎場費負担金では、大仙市、仙北市、美郷町の利用人数により案分し、負担するもので、斎場運営費としまして1,042万9,000円、新南部斎場建設費として1,428万7,000円を支出しております。斎場使用料は、利用件数345件分の使用料を組合に支出しております。

続きまして、2項清掃費です。次のページ、102、103ページをお開き願います。

1目清掃費1節報酬は、廃棄物減量等推進審議会委員報酬で、委員8名中5名の参加による支出です。

10節需用費は、ごみ集積所の維持に関する費用です。

11節の手数料は、ごみ袋販売手数料で、販売額の10%相当額です。

12節委託料のごみ収集業務委託料は、各行政区のごみ集積所及びリサイクルステーションからのごみ収集運搬処理に係る委託料で、収集業者は5社です。令和3年度の処理状況ですが、燃やせるごみ5,864トン、燃やせないごみ356トン、資源ごみ576トン、計6,796トンとなっており、前年度より0.6%増えております。1人当たりに換算しますと369キログラムとなり、前年度より11キログラム増えております。下から2行目、有料ごみ袋作成では、燃えるごみ袋など84万枚を作成しております。

18節の上から2段目、大曲仙北広域市町村圏組合廃棄物処理費負担金では、ごみ及びし尿の処理に係る負担金と令和7年度供用開始予定の新大曲仙北広域中央し尿処理センター施設整備事業に係る負担金を支出しております。次のごみ集積施設設置補助金ですが、8行政区10基分を補助しております。

以上で2項の説明を終わります。

○建設課長（高橋博和君） 続きまして、3項1目水道費ですが、18節は、本堂城回簡易水道組合の水質検査に対する補助金、27節は、水道事業会計への繰出金です。

4款の説明は以上です。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 続きまして、5款労働諸費でございます。102ページから105ページにかけて記載しております5款1項1目労働諸費でございますが、内容としましては、就労者支援事業及び町技能功労者表彰に要した経費が主なものでございます。

就労者支援事業の主な実績につきましては、105ページの2行目、18節負担金補助及び交付金の職業訓練等支援事業補助金が19件の交付実績です。また、町技能功労者表彰につきましては、町技能功労者として6名を表彰し、103ページをお開きいただきたいのですが、103ページの7節報償費の内訳は、この6名の方の記念品代となっております。表彰者につきましては、令和2年度と比較して2名の増となっております。

1目労働諸費の説明は以上です。

104ページをお開き願います。

2目雇用対策費ですが、企業人材獲得支援事業、雇用促進支援事業に要した経費が主なものでございます。

18節負担金補助及び交付金の企業人材獲得支援事業補助金につきましては、美郷町インターンシップ協議会が行った5社による複数企業型インターンシップ事業について助成をいたしました。インターンシップ事業には、県内外の学生11名が参加しました。令和2年度と比較いたしまして、参加者数では2名の増となっております。また、雇用促進支援金につきましては、11社18人の新規雇用に対する交付実績となりました。

この目の不用額の主なものは、雇用促進支援事業の18節負担金補助及び交付金で、主な理由は、申請の取り下げや変更による減額によるものであります。

以上で5款の説明は終わります。

○農業委員会事務局長（小田長光仁君） 続きまして、6款1項1目農業委員会費ですが、農地の権利移動や貸借に関する事務、農業者年金管理事業及び機構集積支援事業に要した経費でござい

ます。なお、機構集積支援事業につきましては、農業委員等の資質向上のための研修会参加等の活動費を計上しておりましたが、コロナ禍により研修会等が軒並み中止、またはオンライン開催となり、未執行となったため、全額を減額補正してございます。

以上で1目農業委員会費の説明を終わります。

○副町長（本間和彦君） 続きます、2目農業総務費でございますが、農政課職員の人件費のほか、課管理の公用車1台分の経費が主なものでございます。

2目農業総務費の説明は、以上でございます。

106ページ、107ページをお願いいたします。

続きます、3目農業振興費でございますが、ページの中段以降でございます。薬用植物の試験栽培及び農家への普及拡大の取組を行ったほか、園芸メガ団地整備事業や経営所得安定対策事業の負担金補助等が主なものでございます。

初めに、1節の鳥獣被害対策実施隊報酬でございますが、隊員27名に対する年報酬で令和2年度と比べ人数に変更はございません。

8節の費用弁償は、熊のおり設置及び捕獲等に係る隊員の出勤に対するもので、延べ460人分でございます。捕獲した熊は16頭でございます。

12節の委託料は、平場の森公園の施設管理や、薬用植物の試験栽培及び器具開発業務分でございます。

18節の負担金補助及び交付金につきましては、主なもので、備考欄、下から2段目の園芸メガ団地整備事業補助金でございますが、圃場整備事業等を契機とした大規模園芸拠点施設の整備を支援するもので、畑屋中央地区の2法人と金沢地区の1法人に対して交付してございます。

108ページ、109ページをお願いいたします。

同じく、備考欄、上から2段目の産地パワーアップ土づくり事業補助金でございますが、堆肥の実証的な活用による土づくりの取組に対し支援する事業で、10件の交付となっております。その3段下の経営所得安定対策等推進事業補助金でございますが、国補助金を町地域農業再生協議会へ交付し、経営所得安定対策の関連事業を展開してございます。なお、令和3年度に農家へ直接支払われました水田活用の直接支払交付金等は、約5億7,000万円となっております。その下の雪害対策緊急支援事業補助金でございますが、令和2年12月からの大雪等により被災したビニールハウスなどの復旧に対し支援する事業で、107経営体で118件の交付となっております。その2段下の低コスト技術等導入支援事業補助金及び農業夢プラン応援事業補助金でございますが、複合経営の推進と農業経営の安定化を図るため必要な機械等の導入に対し支援する事業で、

低コスト事業は9件、夢プラン事業は26件の交付となっております。下から5段目の水稻作付継続緊急支援事業補助金でございますが、令和3年産米の米価下落等、農業を取り巻く状況を踏まえ、水稻作付農家の次期作に対して支援する事業で、942戸への交付となっております。

3目農業振興費の説明は、以上でございます。

続きまして、4目担い手対策費でございますが、担い手や新規就農者、法人育成の支援対策事業に要した経費が主なものでございます。

新規就農者支援では、認定新規就農者3名に対し農業次世代人材投資事業補助金を、また、県の農業試験場、畜産試験場及び大仙市の農業研修施設で研修を行った新規就農希望者4名に対し、新規就農者研修事業補助金を交付し、次世代人材の就農意欲の喚起を図っております。

法人育成支援対策事業では、設立した3法人に対し農地所有適格法人育成事業補助金を交付し、また、設立間もない法人の円滑な運営のため、会計事務等、専門家へ依頼する経費に対する支援として、農地所有適格法人運営支援事業補助金を6法人へ交付しております。

18節、備考欄の下から4段目の営農継続支援事業費補助金でございますが、今後も営農を維持、継続する意欲のある農業者に対し機械施設等の導入を支援する事業で、18件の交付となっております。

下から2段目の機構集積協力金でございますが、担い手への農地集積、集約化に取り組む地域や農地中間管理機構に農地を貸した農家に対し、交付しております。内訳は、地域に支払われる地域集積協力金が4地区、経営の転換やリタイアされた方に支払われる経営転換協力金が156戸となっております。

22節の機構集積集積金返還金でございますが、機構集積協力金の交付を受けた方4名が諸事情により利用権設定を合意解約したため、機構集積協力金の返還義務が生じたことによるものでございます。

4目担い手対策費の説明は、以上でございます。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 108ページから111ページにかけて記載しております5目農業振興施設管理費ですが、道の駅の管理及び手づくり工房湧子ちゃんの管理に要した経費が主なものとなっております。道の駅管理事業につきましては、指定管理料の支出、障害者用カーポートの塗装工事、A I体温計の導入を行いました。また、手づくり工房湧子ちゃん管理におきましては、指定管理料の支出のほか、水槽外壁等の塗装工事、テーブル型冷蔵庫1台の導入を行いました。

5目農業振興施設管理費の説明は以上です。

○副町長（本間和彦君）　続きまして、6目畜産業費でございますが、アクティセンターや堆肥センターの施設運営及び維持管理に係る経費と、町の畜産振興に要する経費が主なものでございます。

10節修繕料は、堆肥センター及びアクティセンターの設備機器や各種車両の部品交換等の経費でございます。

12節アクティセンター委託料は、同施設の指定管理料でございます。なお、堆肥センターでは、令和3年度に7,654立方メートルの堆肥を販売し、環境保全、循環型農業に貢献しております。

18節負担金補助及び交付金でございますが、備考欄、下から2段目の畜産環境総合整備事業費負担金は、堆肥センターの機能強化を図るための事業に対する負担金で、事業主体であります秋田県農業公社へ支出してございます。内容は、実施設計、敷地造成、機械設備等の購入でございます。

112ページ、113ページをお願いいたします。

備考欄の下から3段目、優良牛飼育奨励事業補助金から、その2段下の家畜排泄物処理支援事業補助金までは、優良牛の導入、家畜防疫事業、家畜排泄物の処理に対する支援で、優良牛事業は4戸の農家、16頭、家畜自衛防疫事業は延べ930頭、家畜排泄物事業は2戸の農家、181台分でございます。

6目畜産業費の説明は、以上でございます。

続きまして、7目農村整備費でございますが、圃場整備事業に関する経費、団体営事業負担金、多面的機能支払交付金事業に関する経費、農村公園等29か所の管理委託費及び農業集落排水事業特別会計への繰出金が主なものでございます。

12節、備考欄上段の防災重点ため池浸水想定区域図作成業務委託料でございますが、住民生活課で作成しております防災ハザードマップに防災重点ため池の浸水想定区域を新たに盛り込むための区域図作成業務で、11か所分を作成してございます。

18節の翌年度繰越額欄の繰越明許費でございますが、県営基盤整備事業等に対する負担金で、工事内容の変更や国の補正による事業費の追加によるもので、年度内の完了が見込めないことから翌年度に繰り越ししたものでございます。

備考欄、上段の県営基盤整備事業費負担金でございますが、金沢、畑屋中央、鏑田南谷地、明田地野際及び太田南部の各地区の圃場整備等に対する町負担分でございます。

下から4段目の県営事業負担金でございますが、仙北平野及び田沢疏水土地改良区管理の基幹水利施設のストックマネジメント事業及び小水力発電施設整備事業等に対する町負担分ござい

ます。

114ページ、115ページをお願いいたします。

備考欄、下から2段目の多面的機能支払交付金でございますが、地域共同で行う多面的機能を支える活動等を支援するもので、取組組織は20組織、農地は約5,025ヘクタールでございます。その下の中山間地域等直接支払交付金でございますが、中山間地域等の農業生産条件の不利を解消し、農業生産を維持する活動を支援するものでございまして、対象は2地域、約36.5ヘクタールでございます。

27節は、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

7目農村整備費の説明は以上でございます。

続きまして、2項1目林業費でございますが、町有林の病虫害等防除対策や森林経営制度に基づく森林経営管理業務のほか、林道七滝山線の林道整備工事が主なものでございます。

12節、備考欄の上から2段目の森林病虫害等防除委託料は、松くい虫の被害拡大や景観維持のための防除委託料で、仏沢公園、松並木、山本公園周辺の地上散布、樹幹注入、伐倒駆除を行ってございます。その下の森林経営管理業務委託料は、森林経営管理についての意向調査及び集積計画の作成を行い、その下の測量調査委託料では、七滝山線森林管理道開設工事の測量設計業務を行ってございます。

14節林道整備工事でございますが、七滝山線の森林管理道開設工事で、令和3年度の事業量は延長約700メートルで、進捗率は約24%でございます。

18節の備考欄、下から2段目の林業トプランナー養成研修等支援事業費補助金でございますが、県林業研究研修センターでの林業技術者養成研修に係る受講料を補助するもので、研修生2名に対するものでございます。

なお、12節と14節の繰越明許費は、森林整備事業における七滝山線森林管理道整備工事（第1工区）について、年度内の完了が見込めず繰り越したものでございます。

6款農林水産業費の説明は、以上でございます。

○議長（森元淑雄君） 説明途中でありますが、ここで昼食のため午後1時まで休憩します。

（午前11時59分）

（午後1時00分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

7款商工費より、順次説明願います。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 114ページ、115ページをお願いいたします。

117ページにかけて記載しておりますが、7款1項1目商工総務費でございますが、ふるさと手づくりCM大賞の作品制作業務委託や、各種団体への負担金など、商工観光交流課の共通経費が主なものとなっております。

117ページ、12節のふるさと手づくりCM大賞作品制作業務委託料につきましては、「決戦！竹うち」と題して作品を制作、出展し、その結果、第19回大会特別賞を受賞しております。

1目商工総務費の説明は以上です。

続きまして、2目商工振興費でございます。116ページから119ページにかけて記載しております。空き店舗等対策事業、プレミアム応援券事業及び中小企業支援事業に要した経費が主なものとなっております。

117ページの18節、下から3行目、空き店舗等活用家賃支援事業補助金につきましては、11件の交付実績で、令和2年度と比較して件数で1件の増となっております。

12節委託料の2行目、換金業務委託料は、地域応援券及びプレミアム応援券の換金業務に要した委託料となっております。

119ページをお開き願います。

18節の1行目、中小企業振興資金保証料補給等補助金につきましては、町内中小企業等の資金面における負担軽減を図るため、融資制度に伴う貸付利子及び保証料の補助を行い、件数は388件となっております。

117ページにお戻りください。

この目の不用額につきましては、12節委託料の実績差額と18節負担金補助及び交付金の実績差額によるものとなっております。

なお、17節備品購入費に63万3,000円の予備費を充用しておりますが、これは、美郷雪華酵母の管理に使用していた卓上型超低温冷凍機器が不具合を起こしたことにより、緊急の買い換えを行った経費であります。

2目商工振興費の説明は以上です。

118、119ページをお願いいたします。

121ページにかけて記載しております3目観光費ですが、大台野広場施設整備事業、清水周辺環境整備事業及び滞在型観光推進事業に要した経費が主なものとなっております。大台野広場施設整備事業につきましては、園内の東屋等の塗装工事、遊具の修繕、ベンチ10台の購入などを行いました。

12節委託料の下から9行目、ネイチャーガイド講習会運營業務委託料につきましては、美郷町ネイチャーガイドを育成するため、講習会を11回開催し、33名をガイドとして認定いたしました。121ページをお開き願います。

中段の18節負担金補助及び交付金の下から2行目、清水周辺環境保全モデル地区補助金は、7団体に交付をしております。

なお、14節工事請負費の不用額主なものは、令和2年度から繰り越しをしたラベンダー園の客土土壌改良、排水路整備工事に係る請負差額によるものとなっております。

3目観光費の説明は以上です。

4目温泉施設費ですが、町内の温泉3施設の運営に要した経費が主なものとなっております。千畑温泉サン・アールにつきましては、修繕工事や屋根、外壁等の改修工事を行っております。六郷温泉あったか山につきましては、コテージ4棟の改修工事を行いました。湯とびあ雁の里温泉につきましては、冷温水発生機に関する薬剤を注入するシステムの改修工事を行いました。

この目の不用額は、光熱水費の実績差額や業務委託に係る請負差額によるものとなっております。

なお、14節工事請負費に336万3,000円の予備費を充用しておりますが、これは、サン・アールの源泉ポンプ及びあったか山給湯用熱交換器の設備の故障により、緊急修繕を行ったことによる経費であります。

以上、7款の説明を終わります。

○建設課長（高橋博和君） 続きまして、8款土木費です。

122、123ページからお願いいたします。

1項1目土木総務費は、建設課の人件費のほか、地下水対策経費であります。主なものとして、六郷地区の地下水涵養池に関する経費及び令和3年度からスタートした上水道給水区域外における飲用水井戸掘削等に対する補助を行い、23件について支出しております。

1目土木総務費の不用額の主な理由でございますけれども、降雪状況の変化により、直営による除雪作業員の人件費について差異が生じたものです。

続きまして、2項1目道路橋梁総務費です。124、125ページと併せて説明をいたします。道路と橋梁に関する総合的な経費です。主なものとして、道路整備等に伴う台帳補正業務委託や各種道路関連団体への負担金などを支出しております。

124、125ページをお願いいたします。

続きまして、2目道路維持費です。道路維持補修や除排雪に要した経費です。主なものとし

て、10節需用費では、タイヤや除雪車のチェーン、凍結防止剤、スノーポールなどの購入や町が所有する道路維持車両60台の整備や修繕費用、道路附帯設備の修繕費用を支出しております。

12節委託料では、除雪作業のほか、中央通り線消雪用井戸の洗浄や街路樹木の剪定伐採などを実施しております。

14節工事請負費では、路面補修や道路附帯設備などの工事を実施し、一部の舗装工事等につきましては、5件を令和2年度からの繰越明許として実施いたしました。

17節の備品購入費では、小形ロータリ除雪車1台及び除雪ドーザー1台を更新し、南除雪センターに配備いたしました。加えて、秋田県より除雪グレーダー1台を払下げを受け、南除雪センターへ配備しました。

2目道路維持費の不用額の主な理由ですが、降雪状況の変化により除雪作業用燃料費、道路除雪委託料などに差異が生じたものです。

126、127ページをお願いいたします。

続きまして、3目道路新設改良費です。町内の良好な道路機能を確保するため、道路の新設や改良を行う経費です。主なものとして、一般土木工事29件、舗装工事43件、測試7路線を実施し、一部の舗装工事等につきましては、うち21件を令和2年度からの繰越明許として実施いたしました。

また、令和4年度への繰越明許として、国からの交付金の追加配分により、改良工事2件、舗装工事4件、補償案件について2件を繰越しといたしました。

3目道路新設改良費の不用額の主な理由ですが、請負差額のほか、土地所有者との協議により、関連する敷地や補償物件について想定より少なく施工することができたため、差異が生じたものです。

続きまして、3項1目河川総務費です。町管理河川を適正に維持管理するための経費です。主なものとして、準用河川について、河道整正工事、護岸改修工事を行い、河川管理業務委託料として、各地域の自治会、団体に対して草刈り等の委託をしたものです。

工事のうち、河道整正工事等9件を令和2年度からの繰越明許として実施いたしました。

このほか、各種河川関連団体への負担金や流雪溝の水利に関する負担金、補助金を支出しております。

なお、豪雪に伴う増水により改修工事3件を令和4年度への繰越明許としております。

128、129ページをお願いいたします。

続きまして、4項1目都市計画総務費ですが、都市計画事業に関する経費です。

続きまして、2目都市公園費でございますが、都市公園、特定地区公園、その他美郷町公園設置条例記載の公園について、適正に維持管理するための経費です。主なものとして、管理業務委託料として、各地域の自治会、団体に対して委託をしたもののほか、遊具の安全点検及び更新工事を行っております。

なお、業務委託のうち、点検業務委託を令和2年度からの繰越明許として実施いたしました。

2目都市公園費の不用額の主な理由ですが、請負差額のほか、想定よりも一般的な修繕や剪定作業等に費用がかからなかったため、差異が生じたものです。

続きまして、5項1目下水道費です。主なものとして、下水道事業特別会計への繰出金のほか、浄化槽設置補助金を22件、浄化槽排水の水質を向上させるため、水質検査を実施した方々に対する浄化槽水質環境保全補助を1,734件行いました。

浄化槽及び下水道等による町内水洗化率は80.3%で、前年度より1.8%の増となっております。

続きまして、6項1目住宅管理費です。130、131ページと併せて説明をいたします。

公営住宅についての維持管理費用のほか、住宅家屋の耐震診断や耐震改修に対する補助、リフォーム補助などの経費です。主なものとして、公営住宅の維持経費と各種改修工事、排雪作業委託などのほか、交付金事業を活用した住宅家屋の耐震診断1件及び住宅リフォーム補助を136件実施いたしました。

6目住宅費の不用額の主な理由ですが、請負差額のほか、想定よりも住宅リフォーム補助金の申請が少なかったため、差異が生じたものです。

以上で8款の説明を終わります。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きまして、9款消防費でございます。

1項1目常備消防費ですが、大曲仙北広域市町村圏組合へ消防費に関する負担金でございます。

2目非常備消防費ですが、消防団員の出務、装備、消火活動に要する費用や消防訓練大会に要する費用が主なものです。令和3年度末の消防団の体制は、9分団、団員338名、機能別団員19名となっております。令和3年中の火災は6件で、前年度に比べ5件の減となっております。

8節旅費の費用弁償の不用額は、消防団員の防火活動、災害時の出務回数実績によるものでございます。

10節需用費は、新入団員2名の制服や階級異動者用制服、団員用長靴など、装備品の更新等の費用でございます。

18節の負担金は、消防活動等における公務災害発生時の保障に対応するための負担金でございます。

ます。

次のページ、132、133ページをお開き願います。

3目水防費は、水防活動に関する経費でございます。令和3年度中は水防活動はありませんでした。

続きまして、4目災害対策費ですが、大雨、豪雪等の災害対応、防災無線の管理運用、空き家対策等に要した費用でございます。令和3年度の主な災害と対応ですが、7月12日の大雨による災害警戒部、3月16日の震度4による地震に伴う災害警戒部が設置されましたが、いずれも避難所開設には至りませんでした。

10節需用費の消耗品費は、避難所などで配布する計画の飲料水、非常食や毛布などの備蓄品の購入、光熱水費は、防災無線の電気料でございます。修繕料は、老朽化した避難場所掲示看板の23基分の修理費用です。

12節委託料のFMラジオ業務は、災害時の緊急放送をエフエム秋田と年間契約したもの、その下の設備保守点検は、防災行政無線の親局、中継局及び子局130基の定期保守点検です。一番下、空き家等危険除去作業ですが、強風などによりトタンや外壁が飛散し近隣住民に被害が及ぶおそれがある危険空き家について、管理者に適正管理を求めるとともに、緊急避難的に飛散防止ネットの設置などの措置を講じたもので、6件ありました。また、12節委託料における繰越明許費ですが、防災ハザードマップ作成業務について、平成29年度作成分の更新に加え、農政課が調査した防災重点ため池の浸水想定区域の追加を図り、整合性を図るため、翌年度に繰越ししております。

14節の施設整備改修工事では、防災行政無線の親局の機器更新と、子局130局のうち38局の蓄電池を耐用年数経過により交換したものです。

17節の機械器具費では、防災ラジオ50基を購入しております。町外から転入された世帯などに支給しております。

18節の危険空き家等解体費補助金では、2件分を支出いたしました。令和3年度末の危険空き家は224件あり、前年度と比較して3件減少しております。

続きまして、5目消防施設費ですが、消防団活動に必要な資機材の保守管理に関する費用でございます。

7節報償費では消防ポンプ庫、消火栓721基、防火水槽276か所の消防設備の除雪に要した費用でございます。

10節需用費の消耗品費は、消火用ホースの更新や土のう袋や砂の購入、防火水槽や消火栓の標

識を購入したものでございます。

次のページ、134、135ページをお開き願います。

上から3段目、修繕料は、消防車両の車両検定を含む点検整備、消火栓の漏水修繕、小型ポンプのバッテリー交換費用などでございます。

12節登記事務委託料は、鑓田地内の防火水槽用地の分筆費用で、その土地を16節で98平米を購入いたしております。

1つ戻りまして、14の施設整備工事では、六郷地内にあります地下式消火栓誘導標設置工事46か所分と上笹巻地内防火水槽補修工事費用でございます。

17節備品購入費では、消防用小型動力ポンプ2台を購入し、更新しております。

18節では、黒沢地区水道事業により、消火栓設置負担金18基分を支出しております。

以上で9款の説明を終わります。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 続きまして、10款教育費についてご説明いたします。

1項1目教育委員会費ですが、教育委員の報酬が主なものでございます。

2目事務局費ですが、人件費や学校評議員等への報酬並びに18節関係団体への補助金及び負担金など、事務局総務費のほか、新型コロナウイルス感染症対策として、12節の清掃委託料で、各小学校及び放課後児童クラブ並びに認定こども園のドアノブや手洗い場の蛇口、トイレなどの抗菌抗ウイルス施工を行っております。

3目教育助成費ですが、小中学生を対象にしたドリーム体験ほんもの講座や佐々木毅「鴻鵠の志育成基金」を活用した講演会並びに自由研究コンテストの実施、ふるさと学習教材「ふるさと美郷は宝箱」の編集などに要した経費のほか、新型コロナウイルス感染症関連の支援事業として、町出身の大学生等へ町特産品を贈呈する大学生等応援事業の実施に伴う経費が主なものでございます。

7節の報償金ですが、大学生等応援事業に係る町特産品の経費が主なもので、申請件数は49件となっております。

138、139ページをお願いします。

12節委託料ですが、通学や通園、校外活動に使用するスクールバス、夏期15台、冬期16台の運行事業のほか、ほんもの講座講演委託料は、小中学校を対象に公民館で行ったわらび座の演劇経費、また、令和4年度の完成を予定しているふるさと学習教材の制作に係る支援業務、外国語指導助手3名分の派遣業務や小中学校のICT機器の活用推進に資するICT支援員1名分の経費でございます。

17節のバス用空間除菌装置ですが、新型コロナウイルス感染症対策として、オゾンの働きによりウイルスや雑菌の除去効果がある空間除菌装置をスクールバス15台に設置しております。

19節扶助費ですが、要保護2人、準要保護92人の児童生徒に就学援助費を支給しております。

20節貸付金ですが、新規4人、継続15人の学生に奨学資金を貸与しております。

続きまして、2項小学校費についてご説明いたします。

1目学校管理費ですが、小学校の施設管理や環境整備に要した経費が主なものです。

3小学校の令和3年度末の児童数ですが、746人で、令和2年度と比べ10人減少しております。

140、141ページをお願いします。

12節の設計監理委託料ですが、六郷小学校の大規模改修に伴う設計並びに工事管理の業務委託です。

14節の工事請負費ですが、六郷小学校の大規模改修並びに仙南小学校の体育館の屋根塗装などのほか、新型コロナウイルス感染症対策として3小学校の手洗い水栓器のレバー式改修を実施しております。

17節学校備品ですが、仙南小学校の配膳台や年次計画で進めている児童用の机、椅子などのほか、新型コロナウイルス感染症対策として、AI体温検知カメラや加湿空気清浄機、オンライン会議用パソコンを購入しております。

この目に関する予備費ですが、仙南小学校の校舎漏水調査業務に要したものでございます。

2目教育振興費ですが、小学校における総合学習や学校行事のほか、新型コロナウイルス感染予防のための保健衛生用品の購入に要した経費が主なものでございます。

142、143ページをお願いします。

18節児童派遣費等補助金ですが、秋田県小学生バンドフェスティバル等への派遣経費で、13件の実績となっております。

続きまして、3項中学校費についてご説明いたします。

1目学校管理費ですが、中学校の施設管理や環境整備に要した経費が主なものでございます。

令和3年度末の生徒数ですが、410人で、令和2年度と比べ43人減少しております。

12節の設計監理委託料ですが、校舎中央棟の屋根改修に伴う実施設計並びに設計及び工事管理の業務委託です。

144、145ページをお願いします。

14節の工事請負費ですが、校舎中央棟の屋根改修並びに駐輪場鉄骨部の塗装などのほか、新型コロナウイルス感染症対策として手洗い水栓器のレバー式改修を実施しております。

17節学校備品ですが、卓球台や角椅子、配膳台などのほか、新型コロナウイルス感染症対策としてA I 体温検知カメラや加湿空気清浄機を購入しております。

この目に関する予備費ですが、落雷による地下タンク、油面指示計などの修繕やF F 式石油暖房機の集中制御盤の取替え工事に充当し、緊急に対応したものでございます。

2目教育振興費ですが、中学校における総合学習や学校行事のほか、新型コロナウイルス感染予防のための保健衛生用品の購入費に要した経費が主なものです。

18節生徒派遣費等補助金ですが、部活動等における地区、県、東北大会などへの派遣経費で、45件の実績となっております。

3項中学校費の説明は、以上でございます。

○生涯学習課長（大澤 修君） 続きまして、4項1目社会教育総務費ですが、146、147ページまでとなります。

家庭教育や青少年教育、成人教育、高齢者教育事業として、各種講座の開催や関連団体支援、芸術文化事業として学友館特別展やコンサート開催に要した経費が主なものでございます。

146、147ページをお願いいたします。

美郷カレッジは、4回開催し、うち1回は、講師リモートによる開催となりましたが、延べ447人が聴講されました。成人式は、令和2年度対象者、令和3年度対象者を分けて2日間にわたって開催しましたが、新型コロナウイルス感染拡大により、リモート中継や動画配信による内容としたため、支出科目を一部変更し対応いたしました。美郷いきいき大学は、年6回の計画でしたが、受講者の新型コロナウイルス感染防止のため、2回の開催となりました。学友館特別展につきましては、ヨネックス特別協力によるバドミントンの世界展、クリエイティブディレクターの小池一子展、秋田県美術展覧会仙北地域展と、3回開催し、延べ2,022人の方にご来館いただきました。

また、令和2年度の特別展、画家大小島真木氏の「“起源と対話” 木・火・土・金・水」作品をまとめた図録を500部作成しております。

次に、146、147ページ下段から148、149ページまでの2目図書館費ですが、図書館の運営並びに読書活動推進事業として、手づくり仕掛け絵本教室や読書フェスタの開催、乳幼児健診の際に読み聞かせを行い、絵本を贈るブックスタート事業を実施したほか、読み聞かせボランティア団体への活動助成に要した経費でございます。

また、令和3年度におきましては、美郷町オリジナル絵本制作業務委託とともに、編成委員会を10回開催し、ストーリー案が完成しております。

次に、148、149ページ中段からの3目文化財保護費ですが、町指定文化財等の適正な維持管理並びに圃場整備に係る埋蔵文化財の発掘調査事業に要した経費でございます。令和3年度におきましては、町文化財5点の修復を行ったほか、鑓田・南谷地地区圃場整備事業に伴う出川Ⅰ及び屋敷田遺跡の発掘調査、明田地・野際地区圃場整備に伴う試掘調査を実施しました。

150、151ページをお願いいたします。

4目社会教育施設費ですが、公民館、学友館及び各ふれあい館など、社会教育施設の管理運営並びに歴史民俗資料館の指定管理に要した経費が主なものです。

14節施設設備改修工事につきましては、公民館の第2楽屋室内改修、歴史民俗資料館の受変電設備及び非常用発電機改修のほか、施設改修工事として、公民館、学友館、北、中央、南の各ふれあい館など、社会教育施設へのW i - F i 環境構築工事が主なものでございます。

17節公民館備品は、除雪機1台、学友館備品は、業務用加湿器4台、次の152ページ、153ページになりますが、歴史民俗資料館備品では、展示ケース8台、南ふれあい館備品では、テーブル27台、椅子54脚更新のための購入が主なものでございます。

不用額の主なものにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大により警戒レベルの引き上げとともに、2月中旬から3月上旬にかけて施設の利用自粛をお願いしたことなどで、燃料費や光熱水費などの施設管理経費が見込み以上に少なかったこと、2月以降の降雪が少なかったことにより、除雪作業委託料等でございます。

続きまして、5項1目保健体育総務費ですが、スポーツ振興事業として、スポーツ少年団への活動支援、各種スポーツ教室の開催並びに各種スポーツ大会の開催委託や開催補助、ホストタウン推進、聖火リレー運営などに要した経費が主なものでございます。

ホストタウン推進事業につきましては、東京2020オリンピックに出場するタイバドミントンナショナルチームの事前合宿が中止となりましたが、チームの活躍を祈念した応援メッセージを作成し、お届けしました。聖火リレー運営事業として、6月に聖火リレー、8月に採火式を行い、それら式典運営等関連経費を支出しております。

また、企業連携事業として、ヨネックス連携バドミントン教室、ソフトテニス教室、モンベル連携中学生登山教室を開催し、関連経費を支出しております。

154ページ、155ページをお願いします。

14節施設改修工事につきましては、総合体育館のリモート環境整備工事を行ったものでございます。

次に、中段からの2目保健体育施設費ですが、総合体育館リリオス、各地区体育館及び野球場

など、体育施設の管理運営並びにサン・スポーツランド千畑、宿泊交流館ワクアス、屋内スポーツ館の指定管理に要した経費が主なものでございます。

156、157ページ、14節施設改修工事につきましては、サン・スポーツランド千畑屋根防水改修、2,420万円のほか、町野球場バックボード塗装、施設整備改修工事では、宿泊交流館W i - F i 設備改修のほか、総合体育館の排煙窓や防火扉などの非常用設備の改修を行っております。

また、解体工事として、宿泊交流館敷地内の物置、プールパークみさとの休憩所支柱を解体撤去いたしました。

施設整備工事は、総合体育館のW i - F i 環境構築工事を行っております。

17節宿泊交流館備品ですが、かけ敷き布団、枕の寝具16セット更新のための支出が主なものでございます。

この目に関する予備費33万1,000円の充用につきましては、総合体育館非常用発電機の保守点検の結果、経年劣化箇所が見つかり、10節修繕料に充て、緊急に交換対応したものでございます。

また、不用額の主なものにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大による施設利用自粛などによる社会体育施設の燃料費や光熱水費の減少のほか、除雪作業委託などの施設管理経費が見込み以上に少なかったことによるものでございます。

以上で2目保健体育施設費の説明を終わります。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 3目学校給食費ですが、北及び南学校給食センターの管理運営、給食材料の購入並びに学校給食協会への給食業務の委託が主なものです。

令和3年度の学校給食センターの1日当たりの食数ですが、小中学校合わせて1,264食を提供しております。

158、159ページをお願いします。

14節の施設設備工事ですが、北給食センターの自動火災警報設備や洗米設備の改修、南給食センターの受変電設備の改修やプレハブ冷蔵庫並びに冷凍庫の取替え工事などを実施しております。

17節備品購入費ですが、南給食センターの給食配送車の購入や北給食センターの調理用3槽シンクなどを購入しております。

この目に関する予備費ですが、北給食センターのプレハブ冷蔵庫が経年劣化により不具合が発生し、冷房ユニットの取替え工事に充当し、緊急に対応したものでございます。

また、不用額ですが、12節の給食業務委託料の精算に伴う戻入が主なものです。

10款教育費の説明は、以上でございます。

○副町長（本間和彦君） 続きまして、11款1項1目農林水産業施設災害復旧費でございますが、

主なものといたしましては、14節一般土木工事は、金沢ダム敷地内ののり面一部崩落による災害復旧工事1件でございます。

1項農林水産業施設災害復旧費の説明は、以上でございます。

○建設課長（高橋博和君） 続きます、2項1目公共土木施設災害復旧費ですが、主なものとして、令和2年7月から8月の豪雨で被災した林道及び河川の災害復旧事業の経費であります。

道路災害復旧工事1件、河川災害復旧工事4件は、令和2年度からの繰越明許として実施いたしました。

以上で11款の説明を終わります。

○企画財政課長（武田浩之君） 12款公債費ですが、町債の償還元金及び利子でございます。

160、161ページをお願いします。

1目の元金のうち、繰上償還元金は財政健全化の取組として繰上償還を実施したものでございます。

2目の利子のうち、繰替運用利子ですが、年度末の支払いに不足が生じないようにするため基金を繰替運用した際の利子分でございます。

次に、13款諸支出金ですが、1項1目基金費の積立金として、各基金に積立てをしております。「ふるさと美郷子ども育成基金」は、ふるさと納税の寄付金を積み立てたものでございます。その下の財政調整基金及び減債基金は、基金利子を積み立てたものでございます。公共施設整備基金は、後年度の施設整備等に備え積み増したものでございます。また、森林環境保全基金ですが、森林環境譲与税のうち、令和3年度事業の残額を積み立てたものでございます。

次に、14款予備費ですが、災害対応や施設設備の故障等への対応などに要する経費として、28件に充用しております。

下段の歳出の合計ですが、予算現額計143億7,673万2,000円に対して、支出済額が132億9,231万4,262円、繰越明許費が5億873万5,000円、不用額が5億7,568万2,738円でございます。

歳出の説明は以上でございます。

162ページをお願いします。

令和3年度の実質収支ですが、歳入総額が138億8,381万4,000円、歳出総額が132億9,231万5,000円、歳入歳出差引額が5億9,149万9,000円でございます。令和4年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が6,541万円で、実質収支額は5億2,608万9,000円でございます。

一般会計の説明は以上でございます。

続きます、財産に関する調書についてご説明します。236ページをお願いいたします。

○総務課長（高橋 稜君） 特別会計を含む財産に関してご説明いたします。236ページです。

1の公有財産でございますが、土地、建物それぞれ区分ごとの地積、面積の異動状況を記載してございます。

(1)は、土地及び建物の総括表で、237ページの行政財産と238ページの普通財産をまとめたものでございます。表の区分ごと、年度中の増減高の内容をご説明いたします。

初めに、土地でございます。2行目、その他の行政機関の消防施設98平方メートルの増は、鏈田に設置しました防火水槽の用地を取得したものでございます。表中段の公共用財産の公園14万1,547平方メートルの減は、北運動公園ゲートボール場、あらしな公園、カントリーパークそれぞれの敷地を行政財産から普通財産に分類替えしたものでございます。その下、その他の施設13万1,418平方メートルの減は、浪花吐出の牧野と中央行政センターの敷地を行政財産から普通財産に分類替えしたものでございます。宅地3,031平方メートルの増は、中央行政センター敷地を普通財産としたことによる増と、旧畑屋駐在所跡地の一部売却による減との差引きでございます。原野12万7,464平方メートルの増は、浪花吐出の牧野を普通財産にしたことによる増と、旧畑屋駐在所敷地の一部売却による減との差引きでございます。山林8万1,526平方メートルの増は、あらしな公園を普通財産としたことによるものでございます。その他の雑種地6万129平方メートルの増は、北運動公園ゲートボール場とカントリーパーク敷地及び道路の一部を普通財産としたことによる増と、水路等の売却による減との差引きでございます。

土地の合計は717平方メートルの減となっております。

次に、表頭の区分における建物でございますが、表中段の公共用財産の公園の木造402平方メートルの減は、あらしな公園のハウス及びあずまや2棟、カントリーパークの炊事棟及びごみ集積所並びに東屋を行政財産から普通財産に分類替えしたものでございます。その下、その他の施設402平方メートルの減は、ただいま説明しました公園の建物を普通財産としたことによる増と、児童館5か所の解体及び行政区等への譲与4か所による減との差引きでございます。木造建物は、合計で804平方メートルの減となっております。

続きまして、右横の列、非木造の建物でございますが、公園の118平方メートルの減は、カントリーパークのトイレ3棟及び野外ステージ並びに展望台を行政財産から普通財産に分類替えしたことによるもので、同面積はその他の施設の増となっております。

239ページをお願いいたします。

(2)山林でございますが、瀧尻竜川地区町有林の搬出間伐により売却した立ち木の分を減じております。

次の（３）物件及び（４）有価証券につきましては、増減はございません。

続きまして、240ページをお願いいたします。

（５）出資による権利につきましても、増減はございません。

次に、241ページからの２．物品でございますが、こちらは取得価格100万円以上の物品について記載しておりまして、決算年度中の増減を示してございます。

○企画財政課長（武田浩之君） 244ページをお願いします。

３．債権ですが、決算年度の歳入に係る債権以外で令和４年度以降に納付または償還が始まる債権について調書を作成したものです。奨学資金貸付金及び障害者住宅整備資金貸付金ですが、令和４年度以降の償還金残高でございます。その下の町民税ですが、令和３年度に課税された町民税のうち、年度を越して納付される特別徴収分でございます。また、下水道事業受益者負担金は、５年に分割して納付することになっており、年度を越して納付される分でございます。

245ページをお願いします。

４．基金ですが、令和４年３月31日現在の各基金の状態を一覧にしたものでございます。このうち各基金の区分欄のうち現金につきましては、現金または預金管理している金額の合計で、有価証券は、財政調整基金の一部について秋田県公募公債を購入して運用しております。また、債権ですが、基金積立ての調定額、基金取り崩しの負担行為額の合計で、内訳を備考欄に記載しております。下段の印紙等は、印紙及び県証紙として管理しているものでございます。

なお、振興基金の決算年度中の増減高ですが、年度末の資金不足に対応するために繰替運用したことによるものです。

246ページをお願いします。

下段の基金の現在高の合計額ですが、65億3,721万8,000円で、令和２年度と比較して6億4,370万5,000円の増となっております。これは、公共施設整備基金に6億5,000万円ほどを積み増したことが主な要因でございます。

財産に関する調書の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで、認定第１号の説明が終わりました。

◎認定第２号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第９、認定第２号 令和３年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についてを上程いたします。

説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 認定第2号につきましてご説明いたします。

歳入からご説明いたしますので、決算書170、171ページをお願いいたします。

1 款国民健康保険税は、収入済額が3億5,758万2,833円です。この収入額には、年金から特別徴収された方が年度末に亡くなられ、年金保険者側の処理完了日の関係で出納整理期間中に還付が行えなかった3人分、3万500円の還付未済額が含まれております。収納率は、現年度分が96.02%で、令和2年度と比べ、0.57ポイント下回り、滞納繰越分は、23.87%で、3.00ポイント下回りましたが、合計では84.72%で、0.08ポイント上回っております。不納欠損額は25人、234件で406万1,300円、収入未済額は6,042万1,959円で、令和2年度と比べ566万6,133円減少しております。

172、173ページをお願いいたします。

2 款1 項1 目の督促手数料は、1,451件分です。

3 款1 項1 目災害臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少した被保険者の保険税減免に対する国庫補助金です。

4 款1 項1 目普通交付金は、保険給付費として支払う相当額を県が交付したもので、2 目特別交付金は、セルフケア推進、特定健診、特定保健指導等保健事業の取組状況及び実績等により、県が交付したものでございます。

3 目福祉医療基盤強化補助金は、福祉医療費として支出したため、国の療養給付費負担金及び調整交付金で減額措置された分に対する県の補助金で、減額措置相当分の2分の1でございます。

2 項1 目財政安定化基金交付金は、万が一国民健康保険特別会計に財源不足が生じた際に、県の財政安定化基金から交付される補助金ではありますが、実績はございませんでした。

174、175ページをお願いいたします。

5 款の財産収入ですが、国民健康保険事業基金の利子でございます。

6 款繰入金は、一般会計からのものでございます。

7 款繰越金は、令和2年度からの繰越金でございます。

8 款諸収入の1 項は延滞金で、176、177ページをお願いいたします。

2 項は国民健康保険特別会計の預金利子でございます。

3 項1 目一般被保険者第三者納付金は、交通事故による傷病に対する損害保険会社からの納付金1 件分でございます。

2 目及び4 目は、実績がございませんでした。

3 目一般被保険者返納金は、国民健康保険から社会保険へ変更になった方の過年度分給付費の

返還金14件分でございます。

5目一般被保険者指定公費は、70歳から74歳に係る一部負担金の差額で、実績はございませんでした。

歳入の説明は、以上でございます。

続きまして、歳出の説明をいたします。

180、181ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費は事務費、2項徴税費は税の賦課徴収に関する経費で、3項運営協議会費は、国民健康保険事業の運営に関する協議会の経費でございます。

2款保険給付費は、令和2年度より967万円ほど増加しております。

1項療養諸費、次のページの2項高額療養費は、想定を超える医療費の増加への対応分を予算に見込んでおりましたが、医療費の大幅な増加が生じなかったため、不用額が生じております。

184、185ページをお願いいたします。

3項移送費は実績がなく、4項出産育児諸費の出産育児一時金は9人の方へ、5項葬祭諸費は35人の方へ支払いしております。6項傷病手当金は実績がございませんでした。

186、187ページをお願いいたします。

3款事業費納付金ですが、県に納付したもので令和2年度より約3,860万円減少しております。

188、189ページをお願いいたします。

4款共同事業拠出金ですが、退職者医療に係る分の国民健康保険団体連合会への拠出金でございます。

5款保健事業費は、特定健康審査、特定保健指導及び人間ドックに係る経費が主なものでございます。

190、191ページをお願いいたします。

6款基金積立金は、国民健康保険事業基金利子6,456円を積み立てております。令和3年度末の基金残高は2億4,624万909円でございます。

7款公債費は実績がございませんでした。

8款1項1目一般被保険者保険税還付金37件ありました。

2目退職被保険者等保険税還付金は実績はなしです。

192、193ページをお願いいたします。

3目のその他償還金は、令和2年度に県より交付された保険給付費等交付金の額の精算による返還金と、令和2年度における災害等臨時特例交付金の額の確定による返還金でございます。

4目一般被保険者還付加算金は、国保資格の異動などによる国保税過年度還付に伴う加算金で、4件ございました。

9款予備費は、基金一元管理のため国保事業基金の途中解約に伴い、基金利子が増加したことにより、基金積立金が不足したため、6款24節積立金へ流用したものでございます。

歳出は、以上でございます。

続きまして、194ページをお願いいたします。

実質収支ですが、歳入総額22億4,823万3,000円、歳出総額20億9,064万1,000円、歳入歳出差引額1億5,759万2,000円となっております。実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の1億5,759万2,000円です。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで認定第2号の説明が終わりました。

説明途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

(午後1時57分)

(午後2時06分)

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎認定第3号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第10、認定第3号 令和3年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 認定第3号につきまして、最初に、歳入から説明いたします。

200、201ページをお開きください。

1款1項1目受益者負担金の1節現年度分ですが、5年間の分割納付となっている59件分です。続きまして、2款1項1目下水道使用料の1節現年度分ですが、新規加入件数は13件、現年度の収納率は99.47%で、前年度より0.48%の減となっております。

2節滞納繰越分ですが、令和4年3月31日現在の滞納者は3名で、滞納繰越分の収納率は32.41%、前年度より0.21%の増となり、現年度及び滞納繰越分を合わせた全体の収納率は99.01%、前年度より0.01%の減となっております。

2 項 1 目下水道手数料 1 節登録手数料は、工事指定店登録手数料で、更新の20件分、2 節の督促手数料は199件分です。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、事業の円滑な推進や事業債の償還のため繰り入れたものです。

4 款 1 項 1 目は、前年度からの繰越金です。

次の202、203ページと併せて説明をします。

5 款諸収入は、預金利子及びメーターのスクラップ収入です。

202、203ページをお願いいたします。

6 款町債は、流域下水道事業に伴うもの、及び世代間の負担を平準化する資本費平準化債です。このうち、流域下水道事業債の330万円分は、令和2年度からの繰越しとなっております。

歳入の説明は以上です。

続きまして、歳出の説明をいたします。

204、205ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目一般管理費ですが、下水道事業の一般管理に要した経費で、職員人件費のほか、メーター検針や使用料徴収に係る費用、加入率向上対策や事業に伴う消費税などに係る費用です。このうち、18節の下水道接続工事費補助金につきましては、既存住宅から下水道に変更いただいた4件分を支出しております。

次の206、207ページと併せて説明をいたします。

2 項 1 目施設管理費ですが、施設の適切な維持管理に要した経費で、電気料や修繕費用、各種保守に伴う委託料、下水道処理負担金のほか、飯詰地区の農業集落排水の処理を公共下水道へ変更するための設計業務や南部斎場の改修計画に伴う下水道管移設設計調査費、真空ポンプ場のポンプ更新工事、汚水ますの更新工事1件、公共ます設置工事4件、備品購入として、メーターの購入費用などがございます。

206、207ページをお願いいたします。

3 項 1 目下水道整備事業費ですが、流域下水道大曲処理区建設事業の町負担金と、令和3年度から事業化された県南地区広域汚泥資源化事業の町負担金です。このうち、流域下水道大曲処理区建設事業の町負担金は、令和2年度からの繰越明許分が含まれております。また、令和4年度への繰越明許として、事業主体である県からの指示により、同負担金の一部を繰越しといたしました。

2 款 1 項公債費は、借入れした償還金の元金及び利子でございます。

3 款予備費は実績がありませんでした。

次の208ページをお開きください。

実質収支であります。歳入総額 2 億1,655万円、歳出総額 2 億1,003万5,000円、差引きは651万5,000円ですが、繰越明許費繰越額として 8 万1,000円があり、実質収支額は643万4,000円となったものです。

以上で認定第 3 号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで認定第 3 号の説明が終わりました。

◎認定第 4 号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第11、認定第 4 号 令和 3 年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 認定第 4 号につきまして、最初に、歳入から説明いたします。

214、215ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目分担金ですが、仙南地区における 1 件の新築による新規加入のものです。

2 款 1 項 1 目農業集落排水使用料の 1 節現年度分ですが、現年度の収納率は99.99%で、前年度より0.08%の増となっております。2 節滞納繰越分ですが、時効を迎えた 1 名、12件分、6,480円を不納欠損いたしました。これにより、令和 4 年 3 月 31 日現在の滞納者は11名で、前年度より 3 名減少しております。滞納繰越分の収納率は20.56%、前年度より12.18%の減となり、現年度及び滞納繰越分を合わせた全体の収納率は96.93%、前年度より0.66%の増となっております。

2 項 1 目 1 節督促手数料は344件分でございます。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、事業債の償還のため繰り入れたものです。

4 款 1 項 1 目は、前年度からの繰越金でございます。

5 款諸収入は、預金利子、メーターのスクラップ収入及び消費税還付金です。

次のページをお願いいたします。

6 款町債は、世代間の負担を平準化する資本費平準化債です。

歳入の説明は、以上です。

続きまして、歳出の説明をいたします。

218、219ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費ですが、農業集落排水事業の一般管理に要した経費で、職員人件費のほか、メーター検針や使用料徴収に係る費用、加入率向上対策などに係る費用です。このうち、18節の接続工事費補助金につきましては、既存住宅から集排に変更いただいた2件分を支出しております。

次に、2 項 1 目施設管理費ですが、施設の適切な維持管理に要した経費で、電気料や修繕費用、各種保守に伴う委託料などのほか、処理場設備の一部更新工事3件、マンホール補修工事1件、備品購入として、メーターの購入費用などでございます。18節では野荒町地区施設利用組合の運営費を補助しております。

次のページ、2 款 1 項公債費は、借入れした償還金の元金及び利子でございます。

3 款予備費は、実績がありませんでした。

次の222ページをお開きください。

実質収支であります。歳入総額1億8,588万4,000円、歳出総額1億8,033万7,000円、実質収支額は554万7,000円となったものです。

以上で認定第4号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで認定第4号の説明が終わりました。

◎認定第5号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第12、認定第5号 令和3年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを上程いたします。

説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 認定第5号につきましてご説明いたします。

歳入からご説明いたしますので、228、229ページをお願いいたします。

1 款後期高齢者医療保険料ですが、収入済額が1億5,386万4,160円となっております。この収入額には、年金から特別徴収された方が年度末に亡くなられ、年金保険者側の処理完了日の関係で、出納整理期間中に還付が行えなかった方20人分と、普通徴収で年度末に賦課更正があり、年度内に還付が行えなかった方1人分、合わせて8万5,800円が含まれております。

収納率は、現年度分が99.46%で、令和2年度と比べ0.08ポイント下回りました。過年度滞納繰越分は90.33%で、44.98ポイント上回りました。合計では99.38%で、令和2年度より0.25ポイント上回りました。不納欠損額はございません。収入未済額は96万323円で、令和2年度と比べ40万

4,060円減少しております。

2款1項1目督促手数料は283件分でございます。

3款繰入金は、一般会計から繰り入れたもので、1目事務費繰入金は徴収に係る事務費分、2目保険基盤安定繰入金は、低所得保険料軽減分相当額を繰り入れたものでございます。

4款繰越金は、令和2年度からの繰越金でございます。

5款諸収入につきましては、230、231ページをお願いいたします。

1項1目延滞金は、納期後納付に伴うもので2件ございました。

2項1目保険料還付金は、後期高齢者医療広域連合から受け取り、歳出により被保険者へ還付したものでございます。

2目還付加算金は、実績がございませんでした。

3項預金利子は、後期高齢者医療特別会計の利子で、4項雑入は、実績がございませんでした。歳入は、以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

232、233ページをお願いいたします。

1款総務費は、保険料徴収に係る事務費の実績でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への納付金の実績でございます。

3款諸支出金は、過年度分の保険料還付金で、6件ございました。

4款予備費は、実績がございません。

歳出は、以上でございます。

続きまして、234ページをお願いいたします。

実質収支ですが、歳入総額2億2,388万1,000円、歳出総額2億2,321万7,000円、歳入歳出差引額66万4,000円となっております。実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の66万4,000円です。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで、認定第5号の説明が終わりました。

◎認定第6号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第13、認定第6号 令和3年度美郷町水道事業会計決算認定についてを上程いたします。

説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 認定第6号につきましてご説明いたします。

250ページ、251ページをお開きください。

収益的収入及び支出について説明をいたします。水道事業経営に係る経常収支で、水道料金収入とその収入を得るために必要な経費となります。

収入の第1款事業収益決算額4億91万1,734円のうち、営業収益は、水道料金や工事検査手数料など、営業外収益は、他会計からの繰入金の一部や長期前受金、メーターのスクラップ収入などです。

支出の第1款事業費用決算額3億8,201万6,746円のうち、営業費用は、水を供給するための費用となります。施設経費などのほか、人件費も含まれております。営業外費用は、企業債の利息分及び消費税となります。特別損失は、過年度分の漏水減免に伴うものです。予備費の支出はなかったものであります。

続いて、252、253ページをお開きください。

資本的収入及び支出について説明いたします。水道水の安定的供給のための建設改良費や、企業債の償還元金などとなります。

収入の第1款資本的収入決算額2億5,909万8,819円のうち、企業債は、建設改良に伴う借入れ、負担金は、消火栓設置に係る一般会計からの負担金、出資金が一般会計からの繰入金のうち企業債元金分の2分の1相当額、補助金は国庫補助金であります。

支出の第1款資本的支出決算額4億2,009万6,724円のうち、建設改良費は工事などに係る費用やメーター購入費、企業債償還金は償還元金、国庫補助金返還金は、補助金に含まれる消費税相当額を返還したことによるものであります。

以上によりまして、ページ欄外の記載のとおり、不足額については、当年度分消費税額及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填したのになります。

続いて、254ページをお開きください。

損益計算書についてですが、こちらは消費税を含まない額となっております。これによりまして、当年度の純利益は、下から3行目、401万4,554円となっております。前年度繰越利益剰余金を加え、一番下の段、当年度未処分利益剰余金は、4,063万4,517円であります。

続いて、右側の255ページ、剰余金計算書についてですが、資本金及び剰余金が事業年度中にどのように変動したのかを示すものとなります。

次ページ、256ページの剰余金処分計算書と併せて、記載のとおりであります。

続いて、257ページをお開きください。

貸借対照表についてですが、水道事業の財政状況を明らかにするため、保有する資産、負債及び資本を総括的に表した報告書となっております。

表の中段、右側二重線のところ、資産合計は49億1,650万994円です。表の中下段の二重線、負債合計は38億965万1,621円、表の下から2段目の二重線、資本合計は11億684万9,373円でありました。

続く決算附属書類260ページから265ページまでは、事業報告書となっております。令和3年度における事業の概要や工事の状況、業務状況や会計に関する事項を記載しております。

続いて、266、267ページをお開きください。

キャッシュフロー計算書についてですが、その事業年度のお金の流れを示すものです。令和3年度において、資金は下から3行目、2,747万6,770円の増となっており、これにより、年度末残高は、3億4,871万8,879円となっております。

次の267ページから268ページまでは、収益的収入及び支出の明細書となっておりますが、こちらは消費税額を含まない額を計上しております。

続く269ページは、固定資産の明細を、270ページ以降は企業債明細書であります。

以上で認定第6号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで認定第6号の説明が終わりました。

◎秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（森元淑雄君） 日程第14、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会の本町選出議員は、これまで町長の松田知己君が務めておりましたが、同広域連合副広域連合長の佐々木哲男氏の任期が令和4年5月31日をもって満了し、後任の副広域連合長に秋田県町村会長である美郷町長が推薦され、8月17日に同広域連合議会議員を辞職し、翌18日に開催された同広域連合議会臨時会において同意を得て就任されております。

これを受け、後任の議員を本町議会から選出するよう、同広域連合長から依頼がありましたので、選挙を行うものです。

選挙の方法についてお諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

次に、指名の方法についてお諮りします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員には、議長である私、森元淑雄を指名します。

お諮りします。ただいま本職が指名した者を秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま本職が指名した者が秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

◎散会の宣告

○議長（森元淑雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

9月2日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午後2時29分）